

小学校「生活科」科目の視点

松村 晴路・杉原 祥介
本田 正子・牧野 淳子

The Point of View about Life Environment Studies at Primary School

**Seiji Matsumura, Shosuke Sugihara,
Masako Honda and Junko Makino**

Summary

In the Primary School will begin Life Environment Studies as a new subject one year after.

The subject of life Environment Studies is very important to teaching about living affairs and have the two point of view about it.

the first is consumer education and the second is environment education. It is very difficult to teaching and to understand for young children. In this study it is attempted to make a consideration on the point of view about Life Environment Studies.

Received June 20, 1990

Key words : Life Environment Studies, Consumer Education. Environment Education.

一 序

1. 前提と課題とその提言

前号において、「生活科」とは何か、について新学習指導要領に基づいて概観した。

すなわち、①生活科とは、具体的活動・体験を通じて学ぶ「体験学習」・「体を動かす学習」である。②生活科とは、児童の通学する小学校の周辺の身近な生活地域（生活圏）・日常生活関係の中で、教材・内容学習・用具学習の方法を採り上げてゆく「生活に密着した学習」である。③生活科とは、児童が自らの意思で以って学んでゆく「自主学習」・「自己探究学習」・「児童主体者学習」である。④生活科とは、「個性化学習」である。⑤生活科とは、「自立への基礎を養う」・「自立化学習」である。⑥生活科とは、単なる社会科・理科の合科でなくて、

新しい教科として「生活科」を設定した「統合・総合学習」である。とまとめて、その理由を述べ、かつ、生活科の具体的内容を「3つ」の基本的領域から論じ、さらに、その背景として、「生活」教育の思想の流れと変遷から「生活科」科目の新設を肯定し、最後に、附属小学校における「生活科授業」への現状と実践記録も提出した⁽¹⁾。

本稿は、以上の如く「生活科」の総論的・基本的性格・内容を全体的にまとめたものを前提として、さらに、「生活科」の重要性・必要性・人権性の根拠と提言を、具体的に、かつ大きな視野から、「小学校「生活科」科目の未来への視点」として、次の四点から論じて見たい。

第一点は、前号で示した「生活科の具体的内容」としての「3つ」の基本的領域（自分と社会現象との関係・自分と自然現象との関係・自分自身の認識）のうち、「自分と社会現象・社会認識」の芽を育てる領域を「消費者教育」との関連性から考察。第二点は、同様に、「自然現象・自然認識」の芽を育てる領域を「環境教育」との関連性からの考察。第三点は、現代人権論としての「生活科」教育の構築、第四点は、以上の「三点」を前提・肯定するならば、小学校第1学年・第2学年における「生活科」を、第3学年以後へ、如何に連結してゆくのか、について提言と課題を試論しつつ、最後に、10年後に来たる21世紀社会構造に尺度を合わせながら、学校教育の基本的想いについても展開を意図して見るつもりである。

二 生活科教育における「社会認識」領域と消費者教育との関連性

1. 現代社会構造と消費社会

現代社会構造は、高度大衆消費社会・高度家庭生活文化社会を形成している。未成熟な社会には、消費生活の独立性は存在しない。しかし、食べること・着ること・住むことは、人々の生存的基礎であり、その最も基本的な身近な消費生活は、歴史的には、人間がこの世に存在して以来、当然の如くついて回りながらも、特別に意識されずに、むしろ、生産（企業）生活や労働生活の中に組み込まれて、その生活関係の一部分を構成している生活現象としてのみとらえられ、社会問題としては提出されていなかった。それゆえに、企業・生産生活における「企業問題」「生産問題」や「工業問題」「商業問題」「農業問題」「漁業問題」や労働生活関係における「労働問題」の発生等については、多くの問題点や解決や規制が提出されながら、未分化の社会構造の中では、日々の「生活者」としての「生活者問題」や高度化した成熟社会における「消費者論」や「消費者問題」は、まだ潜在化して消費生活は、生産や労働への単なる生存のための基礎的な部分・手段としての地位に過ぎなかった。

しかしながら、第一には、自給自足経済社会においては消費者概念は存在しないが、今日の現代社会における生活関係は、他人が生産し、供給する商品・サービスを購入し、利用し、消費することによって営まれており、幼児から老人まで、すべての人々が消費者であり、国民はすべて消費者である。そこに消費者という概念が独立し、前述の企業生活における企業権、労働生活における労働（基本）権と同じ様に、消費生活における「消費者の権利」が生

じてくる。

第二は、社会が成熟し、ことに技術革新・大量生産・大量販売・大量消費社会の形成・所得倍増・所得水準の上昇・高度経済成長の中で、大衆消費市場が成立し、それが一般大衆の生活構造・生活意識を変化せしめて、労働生活から余暇時間の増大、日常生活の向上と共に、労働のための生活でなく、生活文化として生活という日常生活・消費生活の独立性と重要性が確立する。かつ家事労働も合理化・電化されて、家庭生活の充実と向上、家事労働からの解放、主婦（婦人）の地位の向上、家庭生活における健康で安全で快適な生活の確保や家庭文化の形成が、現代生活関係において重要性が認識され、その消費生活の独立性と重要性が、現代生活構造の中で、人々の生きていく上での基本権として重要な位置づけを示している。

2. 消費生活と消費者問題

わが国において、消費者問題が取り上げられるようになったのは（歴史的には、第二次世界大戦前にも、様々な消費者問題・消費者運動も存在しているが）、昭和30年代以降の高度経済成長による大量生産方式に入ってからである。すなわち、わが国の経済構造は、高度成長下の流れの中で、技術革新と大量生産のもとに、大量販売（例、スーパーマーケット・販売方法の多様化）と、消費者心理をも研究して情報革新による大量広告・宣伝（例、送り手の自由・情報供水・市場拡大）の中で、上記の如く、高度大衆消費市場構造を形成した。

第一に、産業革命・科学技術（テクノロジー）の著しい発達による新製品の大量生産とその製品の複雑化と多様化である。従来の天然の単純素材から工業製品化した所の、食品（例、食品添加物などの化学物質が加工技術の発達によって5万種類使用されている・レトルト食品）、衣料（例、綿・麻・毛などから合成繊維の出現とその機能性の複雑化）、電化製品（家庭生活用具の激変）、住宅（例、新建材・設備の高度化と複雑化）など、耐久消費財にいたるすべての新商品の性能・品質・使用方法などに、購入する消費者側にとっては戸惑いと混乱が生じ、その選択の基準についても、自らの判断や過去の経験では到底不可能であり、また、企業（一定の商品を扱う）の技術性と専門性に対して、一切の商品を購入する消費者が全ての商品知識を得ることも不可能であり、企業の知識・情報に頼るしかない一方的・受身の状態に立たざるを得ない。

第二に、情報化社会の形成により、テレビ・マスコミによる広告・宣伝を通じて、大量生産（過剰生産）は、大量販売・大量消費のための販売政策（高圧的マーケティング→積極的に販売を促進するための企業活動・企業戦略をいう）を強行して、流通過程の系列化・大量販売店の拡大化・製品のモデルチェンジ・流行意識を、広告・宣伝を通じて働きかけてくる。企業は、消費者心理をも研究して必要だと思わせて、様々なマーケティングを操作し、消費者の欲望を刺戟して、商品のライフ・サイクルを短縮して、つぎからつぎへと広告量を爆発的に増加させて、新しい需要を掘り起こして強行してくる。

それに対して、消費者は、自分の領域における専門的知識や技術を身につけていても、消

費者として、全ての商品・購入物資についての知識や技術や商品識別能力を持ち合わせている人は、まずあり得ないか、または不十分であり、素人としての消費者の力は、高度の専門的知識と技術を有している企業に比べれば、無力である。そこに「人間ばなれ」した企業中心の消費者構造が現出される。それは時期的（戦後の人間性の主張）に、「生活の便利さ」と、「欠乏の時代」から「豊かさの時代」への生活構造との一致、人間性の弱点である見栄・比較・物欲等の人間らしい心理と相乗して、この情報化販売政策は拍車をかけて、「物至上主義」生活構造に激変させられた。そこには、自らの意思で、自らのスタイルに従って購入するのではなく、「消費者不在」の消費構造が見られる⁽²⁾。

第三に、技術革新による大量生産体制・新製品の増大は、企業間の競争を激化させる。そのため、前述の広告・宣伝を通じて、販売政策を高圧的に強行してくると、新製品の多様化・複雑な商品知識は、売るために企業から独立して一人歩きしている広告業者（コンピューターによる情報革新）が、消費者に対して、正しい品質・表示を離れて消費者の欲望を刺戟するために「人間ばなれ」した「媒体機能」として独走する。そこには欠陥商品・悪質商法・品質と表示との不一致・誇大広告・宣伝による消費者の選択能力の対応不足・理解不可能からの「消費者問題」の深刻化が生じてくる。

第四に、わが国の産業構造は、昭和40年代から寡占化傾向（独占状態）が現れ、管理価格・独占的市場構造の圧倒的格差の形成の中で、取引主体としての消費者が商品を購入するとき、取引の地位は、企業側の一方的取引条件の中に埋没してしまい、その独占企業体の収益収奪の対象物として、企業組織の支配下に従的地位として組み込まれてしまう所にも、消費者の利益（権利）侵害として問題が大型化してくる⁽³⁾。

第五に、以上のような産業構造・技術革新による、多様な大量の新製品、広告・宣伝による大量販売、企業間の販売競争の激化は、消費者不在と消費者不利益の産業構造・市場構造を形成し、それは偶然的でなく、「構造的消費者被害」が恒常的・必然的に生じる所に問題がある。たとえば、一部企業の悪質化、誇大広告、不当表示の増大、ウソツキ商品・欠陥商品の横行、食品公害、薬害、企業公害の発生と、複雑な原料と技術工程による新製品の量的・質的变化に対して、消費者の商品知識の不充分さ、その商品選択・識別の困難性の「ひずみ」の中から、消費者（生活者）の生命・健康・人格・生活・環境の安全に対する侵害と不利益と被害は、大型化し深刻化し、一つ間違えば、生命まで奪われる（例、昭和30年森永砒素ミルク事件、昭和35年・ニセ牛罐事件、昭和37年・サリドマイド事件、昭和42年・ポッカレモン不当表示事件、昭和43年・カネミライスオイル事件、昭和44年・欠陥車問題の発生、昭和60年・豊田商事倒産等）現代経済構造は、今日の消費生活において「消費者問題」が重要な課題として提出されている事実は明白である。

3. 消費者教育の必要性

以上の如く、「消費者問題」が重要課題として提出される現代経済構造・生活構造の中で、

消費者自身が如何に対処していかなければならないのか、現代社会構造に対する消費者自身の課題がある。もちろん、それへの対応策として、消費者行政（現代国家の役割）による消費者保護政策の拡大と仕組みの中に、より強い介入（規制）を必要とするであろうし⁽⁴⁾、また企業者側においても「消費者に視点」を求めた、または「生活者を中心」とする産業・企業論の形成化、いわゆる現代企業論としての社会的作用を担当する企業「文化形成」論を確立していくための企業構造の改革と企業活動が必要である⁽⁵⁾。

しかし、消費者自らの自覚と自立こそ、現代社会における「現代人」としての自己責任の原則でもある。消費者自身が、現代経済構造・生活構造に対して未成熟であるならば、行政も企業も「消費者無視」の政策・企業（産業）中心社会からの脱皮は期待できない。「消費者（生活者）中心」の社会構造の形成こそ基本であり、そのために企業があり、国家の役割が存在するという「人間存在」の社会構造の形成のために、受身で、無知で、無抵抗で、無権利の地位で「操り人形」「客体」としての消費者像から、自らの「人間性」・「人間文化」を主張し、生活スタイルを確立し、人間らしく生きるための判断の仕方・分別の仕方・選択の仕方とその仕組み・過程を身につけた自立人間の形成への努力を求められる。

新しい文化（生活や環境）の形成と新しい消費者哲学のために、そこに「消費者教育」がある。それは人間が、一生涯、消費者である限り、乳幼児から老人に至るまで、家庭教育の中で、社会教育の中で、また成人教育・老人大学等の中においても、学びの場が「生涯教育」として必要であり、その基本であり、中心の場が「学校教育」においてなされなければならない。何故ならば、消費者教育は、単なる一過性の解決（対応）教育ではなく、科学的に組織的に学んでゆく必要があり、「正しい知識を持ち、消費者として権利意識に目覚め、問題の解決を目指して行動し、判断してゆく能力」の形成を、学問的に継続して学んでゆく場は、「学校教育」が最も適する場である。

欧米各国における消費者教育現場においては⁽⁶⁾、科目についての「独立方式（アメリカ）」か「統合方式（北欧）」かの相違は見られるけれども、100年余の歴史を有する消費者教育の展開と比較し、わが国の学校における消費者教育の立ちおくれと、依然として、現実の「生活」から懸け離れた古典的知識の詰め込み教育・机上学習方式に対して、新しい未来社会に視点を合わせた教育論が注入されてしかるべきであり、生活経験教育による意思決定能力の開発をするのが消費者教育であるという基本的概念は、今回、新設された「生活科」の「社会認識」の概念と視点を共通する。

すなわち、「生活科」の「社会認識」の領域の中に、消費者教育を「核」として展開し、そこから、更に隣接科目・全科目への応用・展開をしつつ、現代社会生活構造・社会現象を分析してゆく目が養われ、人間は如何に生きるか、その生き方・生活こそ文化であり、その「学び」を通じて、自らのライフスタイルを確立し「生き方への自信」と「哲学」と「価値」を人間の心の中に形成するために、消費者教育を位置づける必要がある。その「芽」とそれ

への「種子」こそ、生活科の「社会認識」の領域の中心目標とすることができる。一般に「生活者」としての概念と、生じてくる「生活問題」は、静態としての概念であり・普遍的問題をも包含されるが、現代「経済」構造に対応しての「生活者」の位置づけを「消費者」概念としてとらえ、「消費者問題」が、現代社会構造の中で発生したことを、人間の日常生活・生きてゆく上での最も大切な重要課題として見つめ、解決し、保障されるべき領域として、消費者教育を学校教育の中で行う責務があり（教育基本法→社会を創造する主体者として、社会を担う人間として育成）、単なる「生活技術等」による「生活環境適応」の教育にとどまらず、「現代生活環境醸成」のための教育理念は、21世紀の未来社会に向かって新設された「生活科」の「社会認識」の基本的視点（目標）と合致していると解される。

4. リソースセンター・消費者教育支援センターの設立

平成2年4月から文部省・経済企画庁の設立認可による財団法人「消費者教育支援センター」が発足した⁽⁷⁾。

センター設立趣意書は要約すると、次の様になっている。『経済社会の高度化・多様化に伴って、これからの消費者は自己責任原則（いわゆる自立化・生活科の目標である「自立への基礎を養う」と共通目標を示す）に基づく主体性を確立し、一人一人が生活の豊かさを実現していくことが求められている。しかしながら、経済社会の高度化・多様化が進む中で、消費者を取り巻く取引関係は複雑化し、また、情報量も増大しているため、消費者がそれらの情報を十分消化し、活用することが大変困難になってきており、このため、早い段階から経済行為の主体としての基礎的な消費者の知識を身につけ、主体的に責任をもって意思決定を行う能力をもった「新しい消費者」を育成する必要がある。

合理的な消費者行動をとる「新しい消費者」を創造していくためには、社会の変化に主体的、積極的に対応できる能力を養っていくための消費者教育の充実が必要であり、これまでの各界の取り組み・経験を活用しながら、消費者を取り巻く（生活）環境の変化に応じて、各分野における消費者教育の内容の改善・充実を図っていく必要があり、学校における消費者教育については、平成元年3月に新しい学習指導要領が告示されて、この内容は国民生活審議会の要望の趣旨にも十分配慮したものになっており、今後も消費者教育に関して恒常的かつ総合的に支援していくための専門の機構である組織が心要と考えられ、ここに「(財)消費者教育支援センター」を設立しようとする』となっている。

センターの活動目的（いわゆる寄附行為・根本規則）は、①消費者教育に関する調査研究②消費者教育に関する研究会・研修会、シンポジウム等の開催③消費者教育に関する指導者マニュアル及び教材の作成・配布④消費者教育に関する国内外の情報ネットワークの構築等を、記載している。具体的には、第一に、消費者教育の効果的实施を図るために、AV機器やパソコン、視聴覚教材、ロールプレイング・ゲーム等を活用した指導の開発などの調査研究である。第二に、指導者の育成を主眼に、教員養成講座・指導マニュアルの開発（指導

小学校「生活科」科目の視点

内容・指導のポイント・講義の進め方など)、教材資料の作成等で支援活動を行う。第三に、消費者教育関連資料を中心とした、データ・ベースによる全国ネットワークの開発と、さらに世界各国の国際ネットワークの構築をも行なってゆく活動の展開を目的としている。

このセンター設立の背景には、米国(殊にミシガン州)の「リソースセンター⁽⁸⁾」を参考にしつつ、研究会等(リソースセンター設立構想準委員会・座長・宇野政雄早稲田大学教授・1988年、その前年の1987年・消費者教育を考える研究会・座長・加藤一郎前東京大学教授もリソースセンターの研究会であった)を経て、消費者教育支援センターの設立となったのであり、いわゆる米国のリソースセンターの日本版である。このセンターを中心として、日本国内の各地にセンター支部の開設が具体化され、その地域の「学校の先生」方を中心に教員養成講座・指導マニュアル・教材・新しい情報、そして地域の人々への多くの研究会・講習会の開催が行われ、現代生活構造・消費生活構造への一人一人が、確かな目と生き方へのスタイルの形成が出来得るように支援をしてゆくことこそ、21世紀社会への新しい生活への文化である。1990年は、消費者教育の具体的展開の幕開元年である。

5. 小学校「生活科」科目と消費者教育との関連性

小学校の「生活科」は、平成4年より始まる、と同時に、現行の小学校1・2年生の社会科と理科は廃止されるという小学校学習指導要領の改訂(平成元年3月15日告示)の基本方針は、第一に、「社会の変化」に伴う児童の「生活構造」や「意識」の変化に対応したものであり、第二に、21世紀社会に向かって、どの様に児童を育成してゆくのか、を目指したものである。新教科の新設は、教育課程史上からも重要な変革と意義深いものがあり、戦後の教育の流れから見ても大きな転換を意味していると解される。

(1) 現行社会科のカリキュラム内容

現行社会科の1・2学年の目標・内容は、児童が小学校の生活になじみ・身近な社会的事象に関心をもつ様になっているので、こうした児童の社会的経験を学習に有効に生かすため、学校、家庭などの生活やそれらを取り巻く「身近な社会生活」を内容として取り上げ、人々が社会生活をしていることの意味を理解し、自分たちもそれらの社会生活を担う一員である意識を持たせることを目標としている。

特に、第1学年では、「自分たちの生活を支えている人々の仕事や施設などのはたらき」について考えさせて、その働きが自分たちの生活を支えていることに気付かせてゆく。

具体的には、第一に、自分たちの生活を支えている人々の仕事の様子として、「学校生活を支えている先生やその他の人々の仕事の様子」「道路の安全を守っている人々の仕事の様子」「家庭生活を支えている家族の仕事の様子」を取り上げて自分たちの生活は、この人々の働きによって支えられていることを学んでゆく。第二に、みんなで、使う道具や施設のはたらきとその位置として、「学校や公園にある道具や施設を人々が共用していること」「道路の安全施設のはたらき」「学校やその周りにある通学路の位置の確認」について学び「安全な生活」

を学び確認してゆく。第三に、自分たちの日常生活として、「日常生活で使われている水、電気、ガスなどのはたらき」の大切さ・生活に必要な資源の利用に気付かせ、「自分たちの成長に伴って家庭生活の様子が変わってきたこと」「季節の移り変わりに適応した生活の工夫」に気付かせて、衣・食・住での工夫や社会的行事（お祭り・お正月・お盆・七夕祭など）に伴う生活の変化・行事・その楽しさから「生活」を見つめさせてゆくことにある。

第2学年では、「職業としての仕事に携わっている人々」の様子を取り上げ、小売店の人々、農作物を栽培する人々、水産物を育成したり採取したりする人々、工場で働く人々、乗物で働く人々、郵便物の集配に携わる人々を取り上げている。

具体的には、「物を売ったり、育てたりする仕事の様子」を児童が日常生活において見られて、または実際に経験（買い物）している小売店・商店街の工夫に気付かせてゆくことをねらいとしている。特に、「物を育てる仕事の様子」については、「人々は自然の条件を生かす工夫や災害を防ぐ努力」が食生活を支えていること、その仕事の意味を考えさせることが大切である。次に「原料を加工して製品を作ったり、人や品物を運んだりする仕事の様子」として、工場で働く人々の製品を作るための工夫・その製品の使用についても関心を持たせたり、職業としての仕事についても気付かせることである。「乗り物で働く人々・安全輸送」「郵便物の集配・手紙・葉書・郵便局・音信・相手への情報」などの社会的意味と働きも「日常生活」の上での大切さを学んでゆく⁽⁹⁾。

表I 現行小学校社会科1・2年生の教科書「もくじ」（大阪書籍・平成2年度版による・京都市内各小学校使用）

〔1年〕 も く じ	
一 あたらしい ともだち	五 わたしたちの うち
はるこのうち まさおのうち	1 がっこうから かえって
たのしい がっこう	2 まさおと はるこの おかあさん
二 わたしたちの きょうしつ	3 おかあさんの しごとしらべーまさおー
1 あさの きょうしつ	4 おかあさんの しごとしらべーはるこー
2 あさの かい	5 おとうさんの しごと
3 べんきょう	6 やすみのひ
4 やすみの じかん	六 わたしが うまれてから
三 がっこうたんけん	1 はるこの アルバム
1 みつけて こよう	2 まさおの うちの アルバム
2 ほけんしつ	七 きんじょの あそびば
3 きゅうしょくしつ	1 まさおの あそびば
4 ごみやきば	2 はるこが あそぶ こうえん
5 みんなの もの	3 たのしい こうえんを つくろう
6 みんなで みつけた もの	八 きせつと ぐらし
四 がっこうの いきかえり	1 きせつと あそび

小学校「生活科」科目の視点

1 がっこうへ くる とき	2 きせつと 暮らし
2 がっこうから かえる とき	九 もうすぐ 二ねんせい
3 がっこうの ちかくの みちしるべ	1 六ねんせい ありがとう
4 つくって みよう	2 わたしのねがい

〔2年〕 も く じ	
一 いえのあさ	五 こうばで はたらく 人びと
二 みせで はたらく 人びと	(一) パンづくり
(一) ぼくの いく みせ	(二) パンこうばの 見学
(二) おかあさんの いく みせ	(三) こうばの 人に きく
(三) よしおくんの 見学	六 のりものの しごとを する 人びと
(四) いろいろな みせ	(一) バスの うんてんしゅ
三 田や はたけで はたらく 人びと	(二) あさの えきまえ
(一) こめづくり	(三) てつどうの しごと
(二) のうかの くふう	七 ゆうびんの しごとを する 人びと
・きゅうりの さいばい	(一) ゆうびんポスト
四 うみで はたらく 人びと	(二) ポストを つくろう
(一) よるの しょくじ	(三) ゆうびんきょく
(二) みんなで しらべる	(四) ゆうびんはいたつ

(2) 生活科の内容構成との比較

上記(1)の、現行社会科1・2学年のカキュラムと生活科の「自分と社会（人々・物）とのかわり」「社会認識の芽」を育ててゆく領域の関連性については、次の様に解される。

生活科の「3つの具体的視点・領域」（自分と社会とのかかわり・自分と自然とのかかわり・自分自身）は、次の10項目で、さらに具体的に展開されている。

- ① 健康で安全な生活→健康や安全に気を付けて遊びや生活ができるようにする。
- ② 身近な人々との接し方→家族や友達，先生などと適切に接することができるようにする。
- ③ 公共物の利用→公園や乗り物などの公共物を大切に利用できるようにする。
- ④ 生活と消費→生活に使うものを大切にし，計画的に買い物ができるようにする。
- ⑤ 情報の伝達→日常生活に必要なことを，手紙や電話などによって伝えることができるようにする。
- ⑥ 身近な自然との触れ合い→野外の自然を観察したり，動植物を飼ったり，育てたりするなどして，自然との触れ合いを深めることができるようにする。
- ⑦ 季節の変化と生活とのかかわり→季節の移り変わりによって，生活が変わることに気付くことができるようにする。
- ⑧ 物の製作→遊びや生活などに使うものを作り，楽しく遊ぶことができるようにする。

- ⑨ 自分の成長→自分でできるようになったことや生活での自分の役割が増えたことなどに気づき、自分の成長を支えてくれた人々に感謝の気持ちをもつことができるようにする。
- ⑩ 基本的な生活習慣や生活技能→日常生活に必要な習慣や技能を身につけるようにする。

以上の如く、10項目の具体的視点のうち、①②③④⑤⑧⑨については、今まで社会科の中で指導して来た内容でもある。

「生活科」第1学年の内容(1)は、「学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、学校において楽しく、遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子などについて調べ、安全な登下校ができるようにする」となっており、これは、前述の①②③と同じであり、従来の社会科の学習と同じである。

内容(2)は、「家庭生活を支えている家族の仕事や家族の一員として、自分でしなければならないことが分かり、自分の役割を積極的に果たすとともに、健康に気を付けて生活ができるようにする」。これは、前述の①②④⑤と関連する内容であり、④の「生活と消費を「商店側」からの記述（例・販売の工夫）が、「消費者側」からの視点に転換している。また、⑤は、社会科第2学年で学習した内容であり、生活科第2学年の内容(1)で展開されるゆえに、1学年では「家庭のくらし」の様々な具象の1つとして考えてゆく。

内容(3)は、「近所の公園などの公共施設は、みんなのものであることが分かり、それを大切に利用することができるようにするとともに、身近な自然を観察し、季節の変化に気づき、それに合わせて生活することができるようにする」。この内容の前半の部分は③に該当し、社会科の中でも（「道徳」の中でも）重点を置いての学習であった。（内容(4)・(5)は後述）。

内容(6)は、「入学してから現在までに自分でできるようになったことや、日常生活での自分の役割が増えたことが分かり、意欲的に生活することができるようにする」。この意味は、⑨の「自分の成長」として、自立化の基礎の最終の「まとめ」の視点である。

第2学年の「生活科」の内容についても、同じ様に従来の「社会科」学習として扱って来た部分が多い。内容(1)は、「自分たちの生活は、近所の人や店の人など多くの人々とかかわっていることが分かり、日常生活に必要な買い物やお使いをしたり、手紙や電話などで必要なことを正確に伝えたりするとともに、人々に適切に対応することができるようにする」。これは、前述の②④⑤である。

内容(2)は、「乗り物や駅などの公共物のはたらきや、そこで働いている人々の工夫や努力が分かり、安全に気をつけて、みんなで正しく利用することができるようにする」。①③であり、内容(1)と同様に「職業・仕事」の大切さを学びつつ、1学年の「登下校」が安全に、かつ、自ら利用・自立して行動できる芽を育てることを意味する。

内容(3)は、「季節や地域の行事にかかわる活動を行い、四季の変化や地域の生活に関心をも

小学校「生活科」科目の視点

ち、また、季節や天候などによって生活の様子が変わることに関心、自分たちの生活を工夫したり、楽しくしたりすることができるようにする」。これは⑦であり、社会科の中で学習して来た内容である。(内容(4)・(5)は後述)。

内容(6)は、「自分が生まれてから現在までの自分の生活や成長には多く人々の支えがあったことが分かり、それらの人々に感謝の気持ちを持ち、意欲的に生活することができるようにする」。これは⑨であり、第1学年の内容(6)と同じ意味である。

生活科を学ぶ最終目標の「自分の成長」「自立化の基礎」の形成への認識と支えてくれた人々への感謝と「主体的」意欲での「生活」者こそ、第3学年以降への基礎となることでまとめてゆく。

以上の如く、従来の「社会科」1・2学年の教科内容は、最終目標や社会の変化に応じての部分的差異は見られるけれども、大部分が「生活科」の中に移行しており、換言するならば「社会科」の廃止ではなく、「生活科」の中に発展的解消・止揚されたものと解せられる。

それゆえに、第1学年・第2学年の「生活科」は、この2カ年間で消滅するのではなく、基本的には「主体者学習・自主学習」として、第3学年以降の全教科に構築しつつ連結しながら、具体的には、「社会認識」の領域は、第3学年の社会科へ、そして後述の如く「自然認識」への領域は、第3学年の理科へ連結してゆくのが正当である。

と同時に、現代社会における「生活構造」の最大の問題点・課題は、「消費者問題」であり、「消費者教育」であり、前述した通りである。現実の生活構造と懸け離れて生活科の授業は展開しない。今回の改訂された新学習指導要領においても、第3学年・4学年・5学年「社会科」の内容に「消費者の視点」に立っての学習や後述の環境教育の視点からの学習も、第4学年・第5学年「社会科」において「自然環境」等の学習が、前回よりも多く組み込まれてはいるが、不十分である。依然として形式的知識・詰め込み主義教育・机上学習の線上にあり、児童が「小さな生活者・消費者」として「社会現象」との関係を見つめ、考え、判断し、行動してゆく「認識の芽」を育てるには「具体的・理實的」社会現象とその変化についての真正面からの学習の場としての展開が、さらに必要である⁽¹⁰⁾。

三 生活科教育における「自然認識」領域と環境教育との関連性

1. 現代社会構造と環境問題

1990年は「環境元年」とであると提言されている理由は、次の様な諸現象に対する「人間が健康で安全に生きてゆく」ための人間らしい主張であり、20世紀における機械文明に対する21世紀への「文化論」からの提言でもある。

本年度の冬は、大寒を過ぎ立春を迎えても、それは暦の上での四季の移り変わりであって、2月の気温が4月下旬頃の温暖化現象を見せていた。この現象は日本ばかりでなく、世界各国の現象であり、アフリカ大陸では、「干ばつ」により野獣の餓死が多発したことも、地球全

体の気温が年々上昇していることを示している。

技術革新・高度経済成長は、一方においては、生活の便利化・生活構造の高度化を展開したが、他方においては、「爆発する環境問題」を提出し、昭和30年代後半からの高度成長下における企業公害（例・四日市大気汚染ぜんそく事件・水質汚濁によるイタイイタイ病事件・熊本水俣病事件など）等の多くの問題を経ながら⁽¹¹⁾、この1～2年の間の地球環境問題（国境を越えて）は、世界的関心を見せはじめている⁽¹²⁾。特に、オゾン層の保護、地球温暖化、酸性雨、熱帯林の保全、野生生物の保護、海洋汚染、開発途上国に対する開発援助と環境保全等の問題への対策・行動計画・条約・宣言等は、今日における最大重要課題でなければならない。今や、世界の関心は、米ソの協調とか、東欧諸国・ベルリンの壁の崩壊等の諸現象を見るまでもなく、ましてや各国間の対立や戦争による「脅威」ではなく、経済成長・発展に伴う「地球環境破壊」現象からの「脅威」である。

わが国の環境問題についても、窒素酸化物による大気汚染、交通公害、近隣騒音、湖沼・内湾等の閉鎖性水域や中小河川等の水質汚濁問題、有害化学物質による地下水・土壌等の汚濁、ごみ・産業廃棄物の処理問題等の如く、自然環境への深刻な公害問題として、国民的論議とそれへの基本的対策を必要とされる。環境破壊の社会現象には、人間の未来はない。美しい自然があってこそ、人々の健康があり、幸せがあり、ロマンがある。

2. 環境汚染の現状

わが国の高度成長に伴って起きた深刻な「環境問題」に対して、公害対策基本法第1条は、「国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的」としており、第2条には、「公害とは」「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪息によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」「生活環境には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする」とある。

第一に、大気汚染について、人の健康を保護するうえでの一定の環境基準が設定されている。①二酸化窒素（窒素酸化物←化石燃料等の燃焼に伴って発生）の発生源は、工場などの固定発生源と自動車などの移動発生源の占める割合も大きい。②二酸化硫黄（硫黄酸化物は、石炭・石油等の化石燃料の燃焼に伴い発生）。③一酸化炭素（大気中の酸化炭素は、不完全燃焼により発生するものであり、主として自動車の排出ガス）。④光化学オキシダント（光化学大気汚染は、窒素酸化物と炭化水素類の光化学反応から生成される）は、主に、東京湾地域と大阪湾地域で「光化学オキシダント注意報発令日数は、平成元年度で計49日・被害届人数は36名（前年度132名）となっている。⑤浮遊粒子状物質（ディーゼル黒煙等のディーゼル排出ガス・スパイクタイヤによる粉じん等）。⑥酸性雨は、ヨーロッパ諸国・北米等においては、森林の枯死、湖沼の魚の死滅等、生態系に深刻な影響を与えており、わが国における土壌条件の違いと言え、影響は懸念されている。⑦その他（アスベスト・水銀・ホルムアルデヒド・

小学校「生活科」科目の視点

ダイオキシン等)の汚染物質にも関心しつつ調査中となっている。

第二に、水質汚濁についても、一定の健康項目について環境基準・生活環境保全についての環境基準がある。①閉鎖性水域の状況(湖沼・内海・内湾)、生活排水・工場排水等に含まれる窒素・リンなどの栄養塩類の流水が、藻類等の水生生物の繁茂となり富栄養化が生じる。例えば、琵琶湖から水道源をとる京阪神の水道水の異臭味・浄水場の、ろ過障害等により悪臭一杯の水道水が毎年5月頃から目立ち、近年は益々それがきつくなって来ている。②都市河川の状況も、汚濁・悪臭を発生し、周辺の景観や生活の快適さを損っている。③海洋汚染は、東京湾・伊勢湾・大阪湾・瀬戸内海を中心に、多かれ・少なかれ、海岸線には、油分等による汚染等が見られる。④地下水汚染も、昭和50年代後半から、トリクロロエチレン・六価クロム等の有害物質により、良質・恒温の水資源が汚染・拡大傾向にある。

第三に、騒音(公害別の苦情件数では、他の公害より、最も多く、3割前後を示す)は、日常生活関係に直接的である。工場からの・建設作業からの・深夜営業店からの(カラオケの音)・ピアノ・クーラー等の近隣騒音が多く、次に交通(自動車・航空機・鉄道等)公害問題がある。

第四に、振動によるもの(前述と発生源は同じ)。

第五に、悪臭によるもの(例・畜産農業・サービス業等・工場・家庭生活など)。

第六に、土壌汚染として、大気・水等を媒介として、排煙・排水中にある重金属・水銀等の有害物質が土壌に蓄積し、農作物公害となる。

第七に、地盤沈下による被害(地下水の過剰採取が原因)。

第八に、廃棄物(産業廃棄物と、し尿・ごみ・生活雑排水などの日常生活等からの一般廃棄物)の急激な増加による最終処分場の確保・跡地・適正管理と大量消費の後始末公害である。

第九に、化学物質の生産・流通・使用・廃棄の様々な過程における残留分の環境汚染(例・PCB・DDT・魚介類から検出されるトリブチルスズ化合物)がある⁽¹³⁾。

3. 自然環境の現状

わが国は、南北3,000kmに及ぶ日本列島であり、数多くの火山・起伏の大きな山地・変化に富む海岸線、気候的にも亜寒帯から亜熱帯までを有し、四季を通じての降水量も豊富であり、豊かな多様な「植生」とそこを主な生活基盤とする各種の野生動物が住み、自然環境は恵まれている。

環境白書(平成2年版)は、第一に、この自然環境の著しい変ぼうを見つめながら、①全国の植生状況「例・植林地(例・スギ・ヒノキ・カラマツなど)自然林(例・ブナ林・シイ・カシ・タブなど)・巨樹・巨木林の状況・自然景観の状況」の変化と保全・課題を述べ、第二に、野生生物の現状について、①わが国の生物相の特徴(哺乳類136・鳥類530・爬虫類76・両生類52・淡水魚類187・昆虫類約29,000・種子植物及びシダ植物5,565・渡り鳥の現状)と

絶滅のおそれのある種の現状について述べている。

4. 地球の空気について

「環境問題」の基本的視点は、「土地と水と空気」であり、この三要素が「生活問題」の基礎でもある。毎年6月5日は、「世界環境の日」である。例えば、地球温暖化現象一つを採り上げても、総論的（国際的地球環境保全の潮流）には認識はあるが、各論としての具体的な行動計画には、様々な支障・対策に不一致や課題が多く、認識不足とも言えよう。

朝日新聞・1989年（平成元年）2月5日付社説は「地球の空気を大切にしよう」という題目で、次の如くを提言している。

『空気の組成は窒素78%，酸素の21%のほかに、炭酸ガスが0.03%（300ppm）混じっている、と私たちは学校で習った。この炭酸ガス濃度がじわじわ増え、21世紀後半には倍になる勢いだ。

これは、教科書の数字を書き直すだけですむ話ではなく、地球全体の気候や生態系、ひいては人間生活に計り知れない影響をもたらす恐れを秘めている。炭酸ガスには、温室のガラスのように、大気の温度を上げる「温室効果」があるからだ。

北極などの昔の氷に閉じ込められていた空気の分析からは、工業化以前の19世紀なかばまでは、炭酸ガス濃度は280ppm程度だったことがわかっている。それが、ハワイのマウナロア山での観測によれば、1987年に348ppmに増えていた。地球大気がこれほど短期間に激変したことは歴史上なかったことだろう。

産業革命以後、石炭、石油などの化石燃料をどんどん燃やす一方で、森林を切り倒して燃料や資源として使う人口が爆発的に増えた結果、自然の持つ炭酸ガス吸収能力が追いつかなくなってしまった。エネルギー消費のツケが地球大気に回ってきたのだ。

量はすくないが、強い温室効果をもつフロンが年に5～10%、メタンも年1～2%ずつ増えている。

こうした温室効果ガスがこの調子で増えていくと、地球はどうなるのか。

気象庁の温室効果検討部会が先週まとめた報告によると、2030年代に地球の平均気温が1.5～3.5度上がり、氷が解けるのに伴って、海面が20～110釐上昇するという。これが現実になれば、世界の農業地図は塗り替えられ、水没を免れるための護岸工事は大変なものになるだろう。

温室効果で地球が温かくなるという説は、まだまだ不確実な要素が多い。温暖化するとしても、やがて来る氷河期を和らげる程度だという論までである。しかし、話が確実になってからでは、対策は間に合わない。自然は変動しにくい、いったん変わりだすと、悪循環で破滅に向かうことがあるからだ。

地球規模の環境問題については、日本政府も今秋、国際環境会議を計画するなど、積極的な対応をみせている。炭酸ガス問題に関して、技術や資金面で世界に協力できること

が少なくない。それこそ「創造的な責任分担」になるのではなかろうか。

昨年、カナダで開かれた国際会議で、化石燃料からの炭酸ガス排出量を2005年までに20%減らそうという提言があった。これで炭酸ガス濃度が落ち着くわけではないが、それでも実行に移すのは容易ではない。

対策としては、発電効率や電気製品の効率を上げる、炭酸ガスを出さないエネルギー源に代える、発生する炭酸ガスを回収するなどの技術開発も考えられるが、さしあたって有効なのはエネルギーの節約だ。私たちが暖房時間を毎日10分間短くするだけで、日本全体で年間25万キロリットルの原油が浮く。それが炭酸ガスの削減にもつながる。

もうひとつ見落とせないのは森林の保全である。木は、茂っているときは炭酸ガス吸収源だが、伐採されると、たちまち供給源に変わる。先進国は、木材費源を浪費しないようにするとともに、発展途上国がエネルギーを森林に頼らないですむような援助の手をさしのべるべきである。

大気を守ることは、地球の一員としてどう生きるかにかかってくる。植物が何億年もかかって作りあげてくれた生命の温室を20世紀人が壊した、といわれたくない。』と述べている。

5. 環境教育の必要性とその重要性

以上の如く、「環境問題」に対する世界的な関心に対して、現代社会に生きる現代人として、自らが如何に生きるか、そのライフスタイルを問われている訳であり、現代生活者としての課題がある。

「環境問題」の多様化と拡大化（地球化時代）に対して、それへの対応策（環境政策）は、現代国家としての役割でもあり、人間社会の「生存」そのものが脅かされている現状の中で、強い介入（規制）を必要とするであろうし、ことに、環境問題には国境はない。人々の諸活動が環境に対して、過度の負担をかけ、自然の循環と生態系のバランスの乱れから生じるゆえに、国際化（地球環境全体）的であり、かつ、わが国の経済活動・産業構造上から来る世界一、二を争う膨大な量の食糧・エネルギー・その他の資源の輸出入（例・公害輸出）等からのわが国（地方公共団体も含めて）の環境対策とその責任は重い⁽¹⁴⁾。

また、民間企業も、その経済活動において、環境問題に関して、長期的に社会全体の視点に立っての企業行動の必要性が求められるのは当然である。第一に、自らの事業活動と地球環境問題の関連性を知ること（例・対策室）。第二に、自らの事業活動や製品・技術が、地球環境へ与える負荷を軽減すること（例・省エネルギーの推進・特定フロン使用の早期中止・地球にやさしい製品やサービスの提供⁽¹⁵⁾）。第三に、環境保全に資する技術開発を行うこと（例・廃棄物処理技術・環境にやさしい産業への形成→エコビジネス）。第四に、海外に進出する際や貿易を行うことに際し、相手国や地球の環境に配慮すること（例・環境アセスメントの実施）。第五に、地球環境保全に積極的に貢献する活動を行うこと⁽¹⁶⁾（例・環境保全活動

に対する支援・環境商品)等が現代企業論としての基本的使命感として要請される。

しかしながら、現代社会における「地球環境」への認識なしには、現代人として生きる資格はない。現代人・生活者が、自ら自然環境に正しい自覚と生き方こそ「生活文化論」であり、環境保全への参加・協力が求められており、「草の根」行動的な努力が、自らの生活の中に取り入れられることが大切であり、児童も「小さな生活者」の一人として、「健康で安全な環境」の中で育つ権利があると共に学校教育の場で学び、その中で21世紀社会へ生きてゆく生き方とスタイルの形成を確立する必要がある。

環境庁は、環境教育の推進のための各種マニュアル作成・環境情報の普及・知識や活動への支援・地域環境センターの設置等の方策と具体的実践を展開しているけれども、前章に述べた「消費者教育」と同じく、一過性の対策・教育ではなく科学的に体系的に組織的に学んでゆく場は学校教育(環境教育)であり、それが「生活科」の「自然認識」の領域の中心目標とすることが正しい視点であると解される。子供の目は、自然であり、生き生きとして純粋であり、自然環境のあらゆる自然現象(動植物も含めて)こそ、学びの師であり、興味と関心は、その感性の中で美事に展開してゆく。「良き環境は3人の師に勝る・格言」と言われており、「良き自然」は、子供に美しい心を育ててくれる。

6. 小学校「生活科」科目と環境教育との関連性

新設「生活科」は、具体的には「社会認識」「自然認識」「自己認識」の「3つ」の内容学習であり、上記の第二「自然認識」に関する領域を環境教育から試論して見ようと言うのが本節である。

(1) 現行理科のカリキュラム内容

小学校理科は、児童の望ましい人間形成を目指す教育の一翼を担うものであり、その目標は、知識の習得のみならず、自然を調べる能力や態度の育成、自然に対する豊かな心情の啓培などを含めつつ、学習指導要領は「観察、実験などを通して、自然を調べる能力と態度を育てるとともに、自然の事物・現象についての理解を図り、自然を愛する豊かな心情を培う」とあり、具体的に「自然の事物・現象に児童がはたらきかける活動(手を出して触ったり調べて見たり)内容が、他の教科と異なる理科の特質である。

それは、第一に、観察・実験などの活動の重視であり、具体的な場を設定して直接に五感を通して学んでゆく。第二に、自然を調べる能力と態度の育成であり、未知への自然を調べてゆく直接経験は、間接学習と比べて、感動があり、多様な思考を育て、興味や関心を持つ学習態度の形成が可能となる。第三に、自然の事物・現象について理解を図ることであり、その中から自然界の現象(例・四季の変化や循環・法則、生態系の自然的バランス)を見つけてゆく能力・理解を自らの生活の中に取り込んでゆくこと。第四に、自然を愛する豊かな心情を培うことであり、暖かい人間形成の基礎を確立すること、を目標としている。

小学校「生活科」科目の視点

表2 現行小学校理科1・2年生の教科書「もくじ」(啓林館・平成2年版による・京都市内各小学校使用)

〔1年〕 も く じ	
◎ たのしい がっこう	8 いしころ
1 はなが いっぱい	9 きゅうこんを うえよう
2 はなの たねを まこう	10 おちばで あそぼう
3 のはらの たんけん	11 うごく おもちゃを つくろう
4 いきものと ともだち	12 かげあそび
5 あめふりも おもしろい	13 こおりが できた
6 はなが さいた	14 じしゃくは ふしぎ
7 はなや みの しる	◎ はるがきた

〔2年〕 も く じ	
1 くさ花を そだてよう	7 たねが できた
2 日なたと ひかげ	8 空気の はっけん
3 そだつ くさ花	9 しゃぼんだまを とぼそう
4 水に すむ いきもの	10 おもりで うごく おもちゃ
5 すなや 土で あそぼう	11 まめ電きゅうに あかりが ついた
6 虫さがし	12 音あそび
	◎はる先の アブラナ

(2) 生活科の内容構成との比較

上記(1)の現行理科1・2学年のカリキュラムと生活科の「自分と自然とのかかわり」「自然認識の芽」を育ててゆく領域の関連性については、次の様に解される。

生活科の具体的視点として10項目の学習内容(前章→二の5の(2)参照のこと)のうち、⑥身近な自然との触れ合い→野外の自然を観察したり、動植物を飼ったり、育てたりするなどして、自然との触れ合いを深めることができるようにする。という内容が、そのまま現行理科の1・2年生のカリキュラム内容と同じであり、学び方の基本的態度(主体者学習・具体的体験学習など)も同じであり、強いて差異を述べるならば、教師主導型から児童能動型へ視点が変わったぐらいであり、または教室内・教科書型から教室外・直接自然観察型への移行が示唆されている。

理科教育の変遷史の中では、戦後・昭和22年の民主的学習方針の中で「はいまわる理科」(「はいまわる社会科」などと同じく)として、自ら調べ・経験をして、身近な生活関係の中から問題を見つけてゆく「行動・活動学習」には、今も、その基本的視点には魅力がある。しかしながら、10年後に他の教科と同様に「はいまわる理科」・「生活理科」は「雑学理科」であるとか、「お遊び理科」であるとか、基礎学力の低下、非系統的で学問的統一性を欠く等の批判の中で消滅してしまい、昭和32年・学習指導要領の改訂により、前号(岐教大紀要第

19集)で述べた如く、系統的学習の確立・そこから知的学習・能力主義学習・人材選別主義学習へと変化していく。

今回の学習指導要領の改訂は、將に現行学校教育の反省と社会生活構造の変化(戦前から戦後の→そして高度成長への社会構造の中では、人材選別教育や能力主義教育となり、「貧乏からの解放」を目指して「貧しさに処する教育であり、社会が成熟化した今日の「富む社会構造」下の教育は、「富に処する教育」への変化である)や、画一的・知識詰め込み教育に対する「子供の反撥」が、多くの「子供問題(登校拒否・自閉症・いじめ・家出・万引等)」を起しめているかについての反省でもある。学校教育には「ゆとり」がなければならないし、「授業」や「学校生活」は楽しい場であることが基本的条件でなければならない。21世紀社会に向かって、どう子供をもってゆくのか、という未来社会への展開をも含めて、「生活科」の新設とその目標は正しいし、「自然」に対する豊かな「心」を持った人間形成の「芽」を定着せしめたいものである。古典的・知識の詰め込み主義や「視野のせまい子供論」「しつけ論」は、もう古いし、教育課程の改訂変遷史の流れを見つめて、再び、10年後ぐらいには、生活科は消滅するだろうという「不毛論」には展望がない。

以上の様な、基本的視点を有しつつ、現行理科1・2年生のカリキュラムが廃止され、その内容(前述の(2)参照)は、生活科の⑥の学習内容として(社会科と同じく)発展的消滅・止揚されて、「3つ」の基本的視点内容が、相互に関連・融合しつつ、「統合・総合学習」方式で「生活」を見つめていく教科である。

生活科学習の具体的内容として10項目の大半は「社会認識」の領域であり、⑥の項目は(⑦の項目「季節感と自然の関係」を加えても)、項目数で少ないという形式的分類上からは言えるけれども、⑥および⑦の項目の内容・範囲は、社会認識領域と同じ程度の内容を示している。

第一に、「自然の観察」→自然から学ぶ学習内容は、机上学習・教室内学習から、教室外・校外学習が可能であり、学習方法に、弾力性があり・体験・行動の上に学習が行い得る。具体的には、①自然に親しませ、自然の中で遊ばせて、自然に対する目を開かせてゆく。(例・自然物の採取、草花とり・池や小川の動物・麦虫と虫とり・バッタとり・草つき・木の実ひろい・めだかすくい・石ひろい等)。②そして、草木など身近な素材を材料にして、おもちゃ・道具等を工夫・考案して、事物の性質を学び、また技能の修練にもなる(後述の五章の生活科授業の実践風景のビデオを見る。2年生が「春の草花」を採取して、笹舟作り・タンポポの茎でシャボン玉を作ったり、針と糸を使って「本来ならば5年生からの家庭科の授業で使用される道具」花をかざった王冠を作ったり、それぞれが用具を用い、工夫して考えて、イキイキとした表情で製作する)。

第二に、植物の栽培、動物の飼育し、生物を育てる作業を通して、植物など生物に親しませつつ、そして生き物への愛情・思いやりを育ててゆく(例・春の種まき・草花植え・あさ

小学校「生活科」科目の視点

がお・うさぎ・ひよこ・ミニトマトを育てよう・学校園・畠の手入れ・水栽培・植えつけ・植えかえ等)。

第三に、季節感の育成(季節感喪失時代に対して)→季節の移り変わりを感じさせ、具体的には、①寒暖・晴雨・日長・水・空気(風)・太陽・月・星空などの気象の変化を気付かせる。②季節の変化・気候によって、動植物の成長や変化を学ぶ。③季節感の変化(自然現象)によって、「社会認識」と合科しながら、農業生産・生活上の行事・衣食住の変化など「生活」現象も学んでゆく。④以上の様な学びの中から、気候・四季の変化・動植物の生や死・芽が育ち枯れてゆく風景等の中に「生活」現象を身近な出来事としてとらえて、「物のあわれ」や生命観や生きてゆく上での人間らしい想いを育ててゆく必要がある。

第四に、それゆえにこそ、生きてゆくための基盤でもある「自然環境」の大切さを知ることが、生活科学習の「自然認識」領域の「中核」にすえてゆく必要があり、「環境教育」こそ、生活科教育における「消費者教育」と並んで、両輪であると解している。自分たちの身近な環境に対する見方や考え方が、やがて、「環境問題」を解決してゆく「芽」となり、自然(地球)にやさしい生き方と人間形成こそ、21世紀社会の「文化」を享有する資格がある。生活科は、消費者教育であると共に環境教育でもある。

四 人権としての子供の学習権と生活科教育との関係

1. 人権としての生活科教育

本稿・二章においては「生活科教育における社会認識領域と消費者教育との関連性」について述べた。すなわち、現代社会(経済)構造においては「消費者問題」が発生し、消費者の生活権・人間権(消費者主権)の侵害が生じ、もう一度、安心して安全に生きる権利の確立のために「消費者教育」の必要性を論じ、それを生活科教育の一方の核(社会認識領域)にすべきであると試論した。同様に、本稿・三章においては「生活科教育における自然認識領域と環境教育との関連性」について述べた。すなわち、現代社会(生活)構造においては「環境問題」が発生し、現代人(生活者)の生存の基礎そのものが脅かされている現状の中で、もう一度、健康で安全に生きる権利の確立のために、「環境教育」の必要性を論じ、それを生活科教育のもう一方の核(自然認識領域)にすべきであると試論した。その理由を「人権論」から、単的にまとめて見ると次の様に考えられる。

(1) 人権史から見た生活科教育論

権利の変遷は、封建社会を打破して、近代社会(近代国家・近代法)の成立から始まる。それは、第一には、自由権の確立・拡大化によって私的自治の原則(自らの自由な意思によって判断し行動し日常生活関係を営み、国家の干渉(介入)を受けない自律生活関係)とする(いわゆる夜警国家)ものであり、近代法(市民法)の三原則(財産「所有」権の保障、契約「取引・活動」の自由、過失責任(過ちなければ責任・制約なし)によって、個人が、自

由・平等・対等に生活をしてゆく（近代）社会の成立であり、いわゆる自由を基本として「見えざる神の手による浄化」によって営なまれてゆく。

しかし、財産権の自由は、富の不平等・強弱関係を形成しはじめ、契約（取引）の自由は企業活動・商売の自由であり、対等の取引関係も不平等化が生じ、経済的強者と経済的弱者との関係は、支配と服従との関係という社会構造となる。

人権史的には、近代国家→近代憲法における自由権規定（例・～からの自由→表現の自由・学問の自由・宗教の自由・職業選択の自由の如く）は、今日でも「意思の自由」を中心に重要であるが、そこから、現代国家→現代憲法・生存権的人権の成立と拡大化が必要となって来る。いわゆる「見える国家の手による浄化（介入・規制）」によって、弱者の生活権・人間権の保障と確立となって来る。

以上のような人権史の潮流を反映して、日本国憲法は、現代的人権規定として、25条・生存権、26条・教育権、27条勤労権、28条労働者三権（団結権・団体交渉権・争議権）の諸権利があり、現行憲法に「社会権・生存権的基本権」が保障されている意義は大きく、「現代憲法」としての位置づけをも占めて、前述の自由権（近代的人権）と共に生存権（現代的人権）の両立・複合規定の中で、さらに人権の拡大化を求め、「人間の尊厳」の実質的な確立をめざして、21世紀・国家論の理念に仕えるものである。と同時に、このような法規整の仕方は、国家（権力）側からの流れからでなく、現代国家における現代法の姿勢は、国民の側面から「人間」としての現代的人権として、逆にとらえて行こうとする法定立・法革命の役割を示す。

前述した私的自治（自らの意思で生きる権利主体）・私有財産制（自由な所有権）・契約（取引活動）の自由性・過失責任（自己責任）性は、資本制経済秩序下における今日の社会構造の中でも、なお基本構造である。ただし、その様な「生活関係」の中で生じる「実質的不平等」「従属的生活関係」に対して、絶対的自由性・絶対的不可侵性・自由放任主義とはせずに（違憲推定の法理）、国家からの積極的配慮・公共の福祉（例・憲29条・12条・13条・22条）、私権の濫用禁止（民1条）、公序良俗（民90条）などによる制限（合憲推定の法理）を求める必要がある。

生存権とは、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」・「すなわち、～権利を有する」と規定しており、それゆえに、その「権利」に対する「義務」がなければならない。すなわち、国が、その様に配慮する義務を負っていることの意味であり、国が「生存権」に対して、単なる努力目標ではなく、法的規範として「保障する義務」⁽¹⁷⁾を有している所に現行憲法としての特質がある、と規定し、それは「単に人間が食ってゆくという生存の物的基礎としての自然権的内容」とどまらず、その「物質的条件」と「精神的条件」をも合わせて「人間らしい生存」を意味する。ワイマール憲法151条にいう「人間たるに値する生活」、世界人権宣言23条3項にいう「人間の尊厳にふさわしい生活」の保障である。

そして一方では、労働力を売って生存を確保する多くの国民（無産大衆、労働者・労基法

小学校「生活科」科目の視点

9条)が、対等であるための「労働三権」を保障し、かつ、労働する能力を有する者に労働の機会を要求する「勤労の権利」の保障が必要である。さらに、生存してゆくうえで、一定の知識・技術、判断してゆく能力(自立人間の形成)を必要とし、それゆえに「教育を受ける権利」も、生存権のための基本権となる。

社会構造の変遷は、人権史の変遷でもある。従来まで保障していた人権性(例・近代的自由権)が、一方では、「公共の福祉」や現代的法理念で制限され、失なわれてゆきつつ、他方では「新しい人権性」の必要性・拡大化が「現代的人権論」として社会的に要求されて登場して来る。それが生存権的人権としての「環境権」であり、「消費者主権」である⁽¹⁸⁾。

第一に、環境権とは、良き生活環境の確保のために、国に対して施策を求める権利として、憲法25条の生存権を根拠として主張されている所の「新しい人権」の一つである。

わが国の昭和30年代後半からの高度経済成長・技術革新に伴う工業化・都市化・企業の進出現象は、人々の生活水準の向上をもたらした反面、公害・環境破壊・社会資本の立ち遅れなど社会的ひずみが顕在化として来た。大気の汚染・水質汚濁・土壌の汚染・騒音・振動・地盤の沈下・悪臭などによる自然環境・生活環境の破壊・悪化が生じたことは「環境問題」として、第三章で前述した通りである。人間が快適な生存を営むためには、単に衣食住による物質的条件だけではなく、一定水準以上の生活環境を保全することであり、企業からの産業公害・都市化からの生活公害を防止して「かけがえのない地球」(単なる人間の幸福追求という個別的権利ではなく)、もっと広い複合的・社会共同体的・地球規模の中で、環境権が主張されるようになった。

それゆえに、環境権の憲法上の根拠を「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする生存権規定に求めて、今までの「生活物質の確保」という「物質的条件」の範囲を拡大して、精神的条件・文化的環境をも含めて、「快適な環境」が保全・維持されて、はじめて「生存権」の保障が充足でき、「良き環境を享受し、かつ、その環境の改善・向上を求める権利」であるとして、現代的権利の中で、この「環境権」こそが人類の未来への「健康で文化的」に生存してゆくための正しい唯一の方向づけと解される。土と水と空気の自然と、植物・動物・虫一匹の生命とも、人間が共存してゆく環境こそ、現代文明論への低抗権であり、新しい現代的権利宣言である。

今日のような「環境問題」の発生に対して、国および地方公共団体が、その防止と保全の責務がある(公害基4条・5条・10~20条)と共に、すべての国民がそれへの関心を持ち、国民の環境権が主張されなければならない。企業活動自由の原則は、もなや自然環境・生活環境破壊行為自由の原則ではあり得ない(公害基3条)ゆえに、人権性を失い、「公共の福祉」による規制法として現れる。ここに、生活科教育の中での「環境教育」の必要性と重要性が肯定される。

第二に、消費者主権とは⁽¹⁹⁾、消費生活において、安全に「健康で文化的な最低限度の生活」

を営む生存的権利であり、消費者が今日的「消費者問題」に直面して、主張するための不可欠な人権の確立を求めて、要求してゆく「新しい人権」の一つである。

第二章で前述した如く、「消費者問題」が社会的に取り上げられるようになったのは、昭和30年代からである。それは、わが国の経済構造が、高度成長下の流れの中で、技術革新・大量生産のもと（一方では、前述の企業公害・環境破壊を起こしながら）、大量販売と消費者心理をも研究して大量広告・宣伝の中で「大衆消費者構造」を形成した。消費者は、新製品の大量生産・製品の複雑多様化・性能・品質・使用方法に戸惑いと混乱が生じ、その選択の基準・商品知識を得ることが不可能であり、高圧的マーケティングの中で企業側の知識・情報に、素人の消費者は頼るしかない一方的・受身の立場に立たされた。

結局、「人間ばなれ」した企業中心の「消費者不在」の消費構造が形成された。大企業の寡占化構造・管理価格・独占的市場構造は、対等の取引条件から企業側の一方的・支配的取引条件に埋没し、消費者の商品知識の不足につけ込んだ一部企業の悪質化・誇大広告・不当表示の増大・ウソツキ商品・欠陥商品の横行、食品公害、薬害、企業公害の発生は、「構造的消費者被害」が生じ、消費者の生命・健康・生活・環境の安全侵害という現代経済構造に「消費者問題」が重要な課題として提出された。

人間の生命・健康の価値は、人権の中でも「代替性」のない最高の価値であり、安全に生きる権利、健康に生きる権利、生活は、文化であり、人間権の具体化であるゆえに、消費生活が、文化的な生活であると言う権利こそ現代社会の核心である。政治や経済が、常に主権であった社会経済史の流れから、消費者こそ、今までの受身的地位・消極的地位・従属的地位・第二義的地位から、「健康で安全に生きる生活」を形成し、保障される権利（消費者主権・第一義的権利）の確立が必要である。

わが国における「消費者の権利」を明確にした契機は、企業生活・労働生活から独立した消費市場・消費生活を成熟したアメリカの消費者思想の影響を受けて、はじめて消費者を中心とする日常生活（消費生活）の上に新しい人権としての「生存権（人間権・生活権）」が形成された。

すなわち、1962年（昭和37年）、ケネディ大統領が「消費者の利益保護に関する特別教書」の中で、①安全である権利。②知らされる権利。③選択できる権利。④意見が反映される権利の「4つの権利」が確保されないと、消費者の権利は確立しないという思想の中に、初めて消費者を中心とする日常生活（消費生活）の上に、生存権としての人間権・生活権が「消費者主権」として認められたといえる。さらに、1975年（昭和50年）、フォード大統領が、「消費者教育を受ける権利」を消費者の⑤番目の権利として掲げ、以上を消費者の「5つの権利」という。

それゆえに、国は、消費者保護基本法（昭和43年）を定立し（消保基2条・国の責務）、各地方公共団体（同法3条）も、消費者保護条例を制定をはじめとして、多くの規制立法（関

係法令は約130余法)が定立し、また生成されつつある。しかしながら、消費者自らが権利の主体(消費者主権)としての自覚と関心と「学び」こそ、生存権の前提条件であり、生活科教育の中での「消費者教育」の必要性和重要性が肯定される⁽²⁰⁾。

以上から、生存権的人権には、生存権・教育権・労働権・環境権・消費者主権があり、後者の「二権」が、生活科教育の「自然現象」「社会現象」の領域・視点の中に「核」として据えて展開することによって、10年後、20年後には、この社会を支えてゆく彼等に、正しい「社会現象・自然現象」への認識と判断してゆく能力をつけさせ、これからの未来社会への新しい「生活」への「文化」を持って、活動してくれる行動様式の「芽」を育てること・種子(サナギ)を与えることが「生活科」教育の目的であると考えべきである。

2. 子供の学習権と生活科教育

児童憲章の前文には、子供は「人として尊ばれる」「社会の一員として重ぜられる」として人権宣言し、「よい環境のなかで育てられる」で結んでいる⁽²¹⁾。

前節で述べた憲法26条は、人権としての子供の学習権の保障であり、国家のため・親のための教育権ではない。そこには、様々な人権としての教育の自由と保障が展開する⁽²²⁾。ここでは、子供の生存権的人権としての「学習権」と生活科教育との関連性から「子供の環境」論に視点を合わせて「消費者問題」「環境問題」から考えて見たい。

第一に、消費者とは、赤ん坊から老人まで、すべて消費者であり、子供も「小さな消費者」であり、消費社会の中で生活関係がある。子供は、家庭生活の中では、親によって管理され、学校では教師によって管理され、管理には「安全な制度」として安心をする管理者側には、親子の愛情とか熱心な師弟愛という教師論が展開するけれども、そこには、文化が見えない。人間には管理されると、選択の自由が無くなり、創造性が生まれず、物事を判断する能力が育たない。一見、問題のない子供管理論は、暗くて、いい文化は生まれて来ない。そこには「生活ばなれ」と「受身の生き方論」にのみ終始して、現実の社会が見えない。幼児現象が大学生にまでなっても見られ、自立人間の形成は遠い。悪徳商法・キャッチセールスで被害を受けた大学生は、一人で消費生活センターにも来れず、逆に、熱心な母親が相談に見えたという事例は、過保護・マザコン少年の製造に役立っているぐらいである。

第二に、子供は「小さな生活者」であり、生活無能力者ではない。子供の世界の中では、「遊びの天才」であり、「感度の豊かな発信機」も持っており、現実の生活環境・環境問題に対しても、泥まみれになって対決してゆくことができる。国連「児童の権利宣言」第7条は、教育と同じ目的を有する「遊びとレクリエーションの権利」の保障規定がある。子供は、遊びの中で育ち、その中から社会性を身につけ、自然な遊びこそ教育であり、現実の生活環境を直視してゆくことができる。わが国における「教育」の熱心さと生真面目さは、むしろ子供を「暗い世界」へ落とし込む現象であり、親も学校も、その「密着した関係」をうすめることこそ、子供を「人として尊ぶ(尊厳)」姿勢であり、「社会の一員(生活者)として重じ

ている」関係であり、子供の人権性がある。ましてや、国（文部省）による「子供の教育管理権」は、人権侵害であり、現実的にも不可能である筈である。むしろ、子供の教育環境の整備や保障性のための福祉的配慮でとどまるべきである。

子供達が、自らイキイキとして、主体的・自主的学習として、体験学習を現実の「生活環境」に求める生活実践教育こそ、生活科学習の目的であり、自由こそ文化であり、「選択」こそ文化であり、子供一人一人が、人権としての学習権を「生活科」教育の中に求め・保障されることによって、自由に選択的に、それぞれの「生き方」「生活のスタイル」を形成して欲しいものである。子供の人生は、そこから始まる。

五 附属小学校における「生活科授業」の現状と実践記録・No.2⁽²³⁾

本学附属小学校では、新学習指導要領により新設された「生活科」教育課程・生活科単元一覧表を一昨年に試案をまとめ、昨年から移行措置の中で、すでに「生活科」授業の展開が行われている。と同時に、大学側の生活科共同研究会のメンバーとして、昨年からの研究会において、各種の専門領域からの「生活科」論を展開し、本年度は2年目の研究活動の継続がある。「生活科」に関しては、様々な見方・考え方があり・理論構成も可能である。また、現場の学習内容の方法も様々な形式の多様化が考えられるがゆえに、教師側からの課題は多いと予想される。

前号に引き続いて「生活科教育」への「取り組み方」「実践記録」を提出して頂き、今後の共同研究会の資料としつつ、その中から生活科教育の充実化・定着化を求めつつ、さらに21世紀社会に向かっての「生活科」の在り方と展望・理念をも論じてゆきたいものである。

本章では、生活科の総論のまとめを、杉原祥介教諭が行い、第1学年の生活科は本田正子教諭（第1学年担任・前年度第6学年担任）・第2学年の生活科は牧野淳子教諭（第2学年担任・前年度第1学年担任）からの資料である。

1. 新教育課程への構想——生活科の系統と発展——

(1) 生活科の新設

生活科の究極の目的は「自立への基礎」を培うことである。つまり、具体的な活動や体験を通して自分自身とのかかわりから、よりよき生きようとする「小さな生活者」を育てることである。

本来、「自立への基礎」を培うことは、学校教育のすべての教科、領域等が担うべきものである。しかし、他の教科等では生活科のように学習活動のまとまりをもって、積極的に展開されることは期待できない。

そこで、低学年からこのようなねらいを正面にすえた中核教科としての生活科が新設されたわけである。

(2) 生活科と自己教育力

生活科の新設は、今日における教育改革の一つの基本理念を示すものであり、この基本理念は、低学年における一教科にとどまらず小学校の全学年まで一貫して追究されるべき教育課題である。

では、生活科の新設は、今日の小学校教育にどのような課題を提起しているのであろうか。

このことは、改訂の基本方針の中で、次のように述べられている。

「これからの社会の急激な変化に対応して生きていくためには、社会の変化に主体的に対応できる能力や創造性の基礎を培うことが大切である。また、今日、生涯学習体系への移行が求められており、これからの学校教育においては、生涯教育の基礎を培う観点から、自ら学ぶ意欲と主体的な学習の仕方を身につけることが大切である。

つまり、急激に変化しつつある社会や環境に対応できる能力と創造性（自己教育力）の育成が、学校教育に求められているのである。

(3) 生活科の発展と分化

それでは、小学校教育の中で、どのような「自己教育力」が求められているのであろうか。それは、子ども一人ひとりが、自分の現状と存在の価値を自覚し、「こうならねばならない」といった「めあて」を設定し、その実現にむけてねばり強く努力することから始まる。

こうした立場をふまえ、生活科で培われた「自立への芽」を「自己教育力」の育成へと連続的に発展、深化させる方向と、理科や社会科へと分化させる方向の両面から生活科の系統をとらえた。

1) 社会科や理科へと分化していくコース

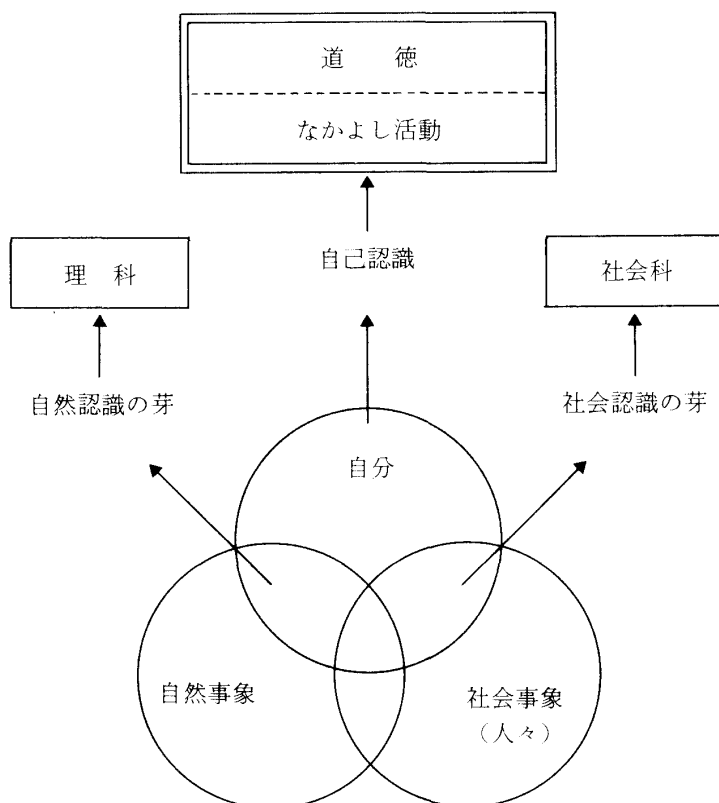
具体的な活動や体験を通して培われた自然認識や社会認識の芽を、理科や社会科の学習へと分化していくコースである。

ここでの指導にあたっては、「自己教育力」の育成のために、子どもたち一人ひとりが「めあて」を持って立ち向かう問題解決学習のあり方が究明されなければならない。

2) なかよし活動へと発展していくコース

低学年生活科で培われた「自己認識と自立の芽」を、連続的に発展、深化させるためのコースである。

本来、「自己教育力」の育成は、教科の学習（主体的な問題解決学習）が担うべきものである。しかし、教科の枠を越えた総合活動によって、子どもの実行力や発想力（創造力）、表現力を伸ばしていくことが、「自己教育力」育成のための一つのポイントになると考えた。



(4) なかよし活動

なかよしは、「なかよし活動」を核に、子どもたちの実行力や発想力（創造力）、表現力を培う時間であり、新設された生活科とともに、あらゆる社会や環境にも適応できる「小さな生活者」を育てることである。

その活動は、遊び、くらし、学習の三つの内容から構成する。

1) 学習——家庭での学び方を主軸とする——

やらされて学ぶ子から、自己の価値と目的のために学ぶ子どもに変容させたい。

このことは、学校生活のあらゆる機会をとらえて指導すべきものであるが、具体的な場として「なかよし活動」の中に位置付けた。自らの家庭学習のあり方を、自らの力でコントロールしていく主体的な態度と技能を身につける自己づくりの場としたい。

2) 遊び——集団での遊びを主軸とする——

子どもたちは、仲間集団のなかで展開されるさまざまな友人関係を通して、他人との交際のすべてともいえる対人関係を学び、友人との比較によって自己の能力を自覚していく。また、仲間集団の規範への同調を通して、親からの離脱を図ることになる。

ここでは、仲間集団における様々な問題を取り上げ、仲間集団のなかでの自己のあり方を見つめ、考えさせたい。

3) くらし——生活上の諸問題の解決を主軸とする——

学校や学級における諸問題の解決，学級内の仕事の分担処理にかかわる活動を通して，集団の一員としての自覚を深め，学校生活に適応し，自分の身边を自分の力でコントロールしていく力を培いたい。

「生活科」の新設は，今日における教育改革の基本理念を提起しているという立場から「生活科」の系統と発展について，構想の一端を述べてきた。今後の試行と実践を通して「生活科」の系統を確立していきたい。

2. 第1学年 生活科実践例

指導者 本田 正子

(1) 単元名 「子ども動物園」

(2) 単元設定の理由

入学以来，1カ月半になったところで，ようやく学校生活というものに慣れ始めたばかりの一年生は，元気いっぱいの毎日を送っている。幼稚園と学校の違いが少しずつ分かり始めた中で，その違いの大きなもののひとつに，校庭のフェンスの向こうに，いつもあひるさんが5羽散歩をしたりお昼寝をしたりしていることや，あひるさんのたまごが砂場の所でわれているのを発見することがある。また，入学1週間目のころ，孵卵器の中で温められているあひるのたまごに出会い，そのたまごが孵化せずに死んでしまったときに，たまごのお墓を作って葬ったことも，あひるへの関心を高めたことの要因でもある。そのような訳もあり，一年生の子供たちのあひるへの関心はますます高まるばかりである。

しかし，あひるを遠くから離れて見ているうちは，かわいいな，ちょっと触ってみたいなという好奇心だけであひるを見ているが，少し近づいてみると，糞がいっぱいあって嫌な匂いが立ちこめていることが分かり，もっと側へ近づいて手で触れるのを躊躇する子が多いのが現状である。

人間をも含め，生き物全て生があり，死も必ずやってくるという現実や，生きるためには食し，排泄もしなければならないという生命維持の法則も見逃すことはできない。そこで，小学校入学して日も浅い子供たちではあるが，生き物に関心を持ったこの時期に，動物とのふれあいを通して，生き物を育てることの大変さや，育てた生き物への慈しみの心を育んでいきたいと考え，この単元を設定することにした。

小単元「どうぶつとなかよし」について

あひるのたまごが孵化していれば，生命の誕生のその瞬間から見守っていくことができた筈であるが，残念なことにそれは不可能となった。そこで，できることなら成長の過程や変化も観察しながら世話の出来る動物をと考え，孵化して間もない雌のひ

よこを選ぶことにした。白色レグホンと名古屋コーチンの2種類のひよこを、半数ずつ準備し、まずは「うわあ、可愛い。」という感動を期待したい。さらに、「私たちも飼ってみたい。」という興味にまで伸ばしてみたい。そして、「飼うにはどうすればいいのだろうか。」と発展させていけたらと考える。

子供たちは、犬や猫などの愛玩動物に接する機会が多いが、成長過程の動物に出会い、それを育てた体験は殆んどない。孵化して間もないひな鶏に、えさを与えたり、糞の始末をしたりして世話をするうちに、どんどん成長して親鶏になり、やがて卵を産むようになったときの子供たちの感動はどんなに大きいことであろうか。

本時の授業は、そのひよこことの初めての出会いの場である。子供の感動を今後の活動にどのようにつなげていくかが大きな課題である。

(3) 小単元目標

あひる、にわとり、うさぎなどの世話をしたり、絵を描いたりしながら、動物の成長の様子や体の動きの特徴に気付くとともに、動物を可愛いがろうとする気持ちを育てる。

(4) 指導計画 (全5時間)

- 第1次 いろいろな動物…………… 2時間
- 第2次 ひよこさん、こんにちは…………… 1時間 (本時)
- 第3次 ひよこの世話…………… 2時間

(5) 本時

1) ねらい

ひよこことの出会いの喜びを素直に表し、自分たちのグループのひよこに、名前を付けて仲良しになることができる。

2) 準備

- ・白色レグホンの雛鶏 10羽 ・名古屋コーチンの雛鶏 8羽
- ・ダンボール箱 6個 ・幼すう用の飼料 ・餌容器 6個
- ・水容器 6個 ・新聞紙 2～30枚 ・画用紙 6枚 ・油性ペン 6本

3) 展開

教師の働きかけと援助や留意点	予想される児童の反応や活動
<p>1. この箱に、何が入っているでしょう。</p> <p>★児童は、6つのグループに分かれて床にすわっている。</p> <p>2. 箱を開けてみることにしましょう。</p> <p>3. 約束を守れるなら、グループに分けてあげてもいいですよ。 ※約束を板書していく。</p> <p>4. ひよこさんに優しくしてあげてね。名前もつけてあげてね。 ※本時のねらいを板書する。 ◎ひよこさんとなかよくなって、なまえをつけてあげよう。 ※世話の仕方を教える。</p> <p>5. グループに3羽ずつ分けてあげましょう。</p> <p>6. 餌とお水もあげましょう。</p> <p>7. 名前をつけてあげましょう。</p> <p>8. ひよこさんと仲良しになれましたか。名前はつきましたか。</p> <p>9. このひよこさんは、10月頃になると卵を産むようになりますよ。でも、しっかりお世話をしないと死んでしまうこともありますよ。 ★生まれてから今までの世話の様子のお話を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ピョピョ聞こえるから、ひよこかな。 • どんなひよこかな。 • 何羽いるのかな。 • たくさんいそうだな。 • 早く見たいな。 • 先生、早く見せて。 • うわあ、やっぱりひよこだ。 • 可愛いな。 • このひよこ、だれの。 • もっとよく見たい。 • さわってみたい。 • 箱から出して。 • 静かにしたほうがいいよ。 • 乱暴してはいけないよ。 • 触らないほうがいいよ。 • 仲良く見よう。 • ダンボール箱をもらってきて、新聞紙を敷こう。 • 静かにしていよう。 • 先生、準備が出来ました。 • どんな名前がいいかな。 • かわいいね。 • 元気がいいね。 • 羽が少し生えているよ。 • 餌は、ほつついて食べるね。 • 水は、上を向いて飲むね。 • 少し飛べるね。 • あ、うんこをしたよ。 • 足の指は、3本だね。 • 後ろに1本短いがあるよ。 • どんな名前にしようか。 • 名前が決まったらこの紙に書こうよ。 • 名前を書いたら黒板に貼ってこよう。 • なれました。 • とってもかわいいです。 • 名前はみんなで相談して決めました。 • 丁度いい暖かさでないといけないんだね。 • 大きくなって卵を産むようになるといいね。 • 私も育ててみたいな。 • 学校でも飼えるといいね。

(6) 授業の流れを振り返って

1) 箱の中に、何が入っているかな

ひよこの入った80センチ四方ほどのダンボール箱を、教室へ運び入れた途端、「何かなあ。」「生き物のようだ。」「犬かな。」「猫かな。」「ごそごそ音がする。」「何か声が聞こえる。」などと、29名の子供たちの目は、教室前方の大きな箱に釘付にされた。

「静かにしてごらん。何か聞こえるよ。」「……やっと落ち着いて静かになった教室に、ピョピョピョ……と、高く澄んだひよこの鳴き声が響き渡った。「あっ、やっぱりひよこだ。」「ひよこだ。」「ひよこだ。」と、さらに大歓声。子供たちは、「シー、静かに。」「行儀よくして。」「いい姿勢をして。」などと、一刻も早く箱の蓋を開けてもらいたいという様子で、6つのグループが競争で姿勢を正し始めた。

子供たちの声が静まったところで、おもむろに蓋を開けるや、「うわぁ、かわいい。」「たくさんいる。」「さわってもいい。」「……と、一斉に箱の周りに向け寄ってひよこに集中した。「さあ、ひよこさんにごはんをあげましょう。」と、餌箱に、成鶏用の混合飼料をミキサーで砕いた餌を与えた。18羽のひよこは、我先にと、餌の周りに群がり、他を押しのけながら、気忙しく食べ始めた。箱の周りの子供たちも、餌を食べているひよこのように、友だちを押しのけながら、少しでも近くでひよこを見ようと必死である。

「先生、このひよこさんと遊びたい。」「ひよこさんに触りたい。」と……、子供たちの口々から、もっと側で、ひよこに接したいという声が飛び出し始めた。

2) ひよこさんと仲良しになろう。

そこで、一旦箱の蓋を閉じて、グループごとに座らせ、ひよこの世話をするときの注意や約束を確認させた。

「このひよこさんはね、5月18日に生まれました。今日は5月25日だから、今日で……生まれて8日目の赤ちゃんです。そして、今までは、先生が、お家のやぐらこたつの下で、大切に飼っていたのです。さあ、どんなことに気をつけてお世話したらよいでしょうか。グループで相談してください。」

グループ毎の相談後、全体で発表させると、

- ① まだ赤ちゃんだから、乱暴にしない。
- ② 大声を出したりして、驚かせない。など、ひよこの扱いについての注意が殆どあった。
- ③ ひよこも糞をするので、箱の中には新聞紙を敷くこと。をつけ加えた。

さて、グループ毎に、教室の隅に積んであるダンボール箱の中から、適当なのを選んで、新聞紙を敷いて、代表がひよこを受け取りにやってきた。クリーム色（白色レグホーン）と薄茶色（名古屋コーチン）を取り混ぜて、三羽ずつその箱の中へ入れて

やった。どのグループも三羽のひよこを取り囲み、大喜びである。三羽のひよこたちは、子供たちの目を集中させるのに十分な動きをしてくれた。どのグループからも、ひよこたちの珍しい動きや、かわいしぐさに感動した様子を伝えるのに忙しい。あちらこちらから、「先生、あのねえ……。」と、どこかのグループに立ち寄っているとすぐ引っ張りに来る。

3) 児童の感想日記

ここで、翌日書いてきた、まだ、たどたどしいが、子供の日記を紹介しておこう。

『ほんだせんせいが、ひよこをもってきてくれました。それで、みんなはよろこびました。わたしも、うれしかったです。そして、みんなとあそびました。それから、きしもとくんのずぼんに（ひよこが）ふんをしました。それで、みんなはわらいました。わたしもおもしろかったです。 (みさ)』

「ひよこは、生きているから、ごはんも食べるし、うんこもしますよ。」という話を聞いたときは、「ウヘー。」と言っていた子供たちも、ズボンや手足に糞をかけられながらも、汚れた新聞紙を取り替えたり、餌や水を与えたり、まめまめしく世話をすることができた。また、ひよこを抱いてほおずりをして、その感触に感動していた子もいた。

『ぼくのひよっこちゃんは、とってもかわいくて、いつもだいじにもっています。ひよっこちゃんは、とてもあたたかくて、ふわふわしています。ぼくは、ひよっこちゃんがだいすきです。 (あつひろ)』

ひよこは、生きていうことを、と[・]と[・]と[・]もあたたかいという表現でとらえている。命あるもののぬくもり、実感した素晴らしい表現であると感動させられた。

4) ひよこの指は何本あったかな

さて、いよいよ授業のまとめの段階である。

「ひよこさんと仲良しになれましたか。ひよこさんは、どんなことをしましたか。ひよこさんに触って、どんなことを思いましたか。」などについて、発表する場である。グループ毎のひよこは、元の大きい箱に戻して、グループ毎に発表するのである。

1班○ぼくのズボンに、糞をしました。

○わたしの指を、つつきました。

○えさを、よくばって食べました。

2班○箱のふちに、飛びのって外へ出ました。

○ぼくの足の上を、歩いてこそばゆかった。

○ほかのひよこの足を、つつきました。

3班○抱っこをしたら、とてもあたたかかった。

○体が、ふわふわでした。

○お水を、こうして（上を向いて）のみました。

4班○わたしの手の上に乗って、飛び降りました。

○えさを食べる時、押しのけて食べました。

○つめが、魔法使いのように長かった。

5班○ぼくの手で、糞をしました。

○えさを、ものすごく早く食べました。

○ひよこが、ひよこの背中にのりました。

6班○はこの黒いところを、餌と間違えてつついていました。

○下痢のような糞を、したので心配です。

○ひよこは、餌を食べ過ぎたのかもしれませんが。

○目が黒くて、とってもかわいいです。

○羽を広げたら、大きいのでびっくりしました。などと、発表した。

ところで、子供たちの中から、ひよこの指の数についての発表がなかったのが気になり、「ひよこさんの足の指は、何本ありましたか。」と発問してみた。すると、子供たちは、口々に「3本」「三本」……と自信ありげに答えた。4本あったと答えた子は一人もいなかった。そこで、「本当に3本だったかな。もう一度よく見てごらん。」と箱の蓋を開けて観察させた。「あっ、4本ある。」「後ろに1本短いのがついている。」と、ようやく後ろの1本に気付いてくれたわけである。30分程度では、ひよこ全体のかわいらしい仕種にひかれて、細部まで観察することは、1年生の子供たちには、難しいことであつたらしい。

5) ひよこに触れない子

29名全員が、ひよこに触れて、その感触に感激することができたかという点、残念ながら、決してそうではなかった。最初は、見ているだけで、自分の手で触れようとしなかった子が4名程いたが、そのうち3名は徐々に慣れてきて、授業の終わり頃には、なぜたり、抱くことさえできるようになっていたが、T君だけは、最後まで触れなかった。この授業の前日に、突然、「ひよこの絵を描いてごらん。」と、子供たち全員に、頭にあるひよこのイメージを描かせたとき、どうしても描けないからと、トンボの絵を描いたのがT君であった。T君は、れんげ田へ行って、みんなでれんげの蜜を吸ったり、花輪を作ったりして遊んだときも、「ママが、たんぼぼやれんげには、犬のおしっこがかかっているかもしれないから、触っちゃいけないと言ったから。」と、なかなか、れんげで遊べなかった子である。これは、T君自身よりも、T君の親の考えを変えない限り、T君のこのような姿勢は変わらないのではないだろうか。しかし、T君は、自分では触れなくても、みんなが楽しそうに触っているのを見て、ニコニコしていたので、まだ救われる思いがした。T君を見ていると、生活科の必要性をます

まず強く感じずにはいられない。

6) 先生！みんなでひよこを飼いたい

「ひよこさん、こんにちは」の授業も、いよいよ終わりである。「先生、もっとひよこさんと遊びたい。」「わたしもひよこさんを飼ってみたい。」「……という声が、子供たちの口から発せられたのは、当然のことであったような気がする。子供たちの小さな両手の中にもふわっと収まるくらいの大きさと、何よりも、あの愛らしいクリーム色や薄茶色のやわらかい姿形、そして、ピョピョピョ……というかわいい鳴き声のひよこたちは、日常、犬や猫以外の動物にはあまり触れる機会の無い子供たちにも、大した低抗も感じず受け入れられたようである。

7) 2週間後のひよこ

『わたしが、ひよこといっしょにあそんでいたら、てをはなしたら、あっちまで行ってしまいました。わたしは、そのひよこさんをおいかけてましたが、ぜんぜんつかまいませんでした。でも、ちゃいむがなったから、すぐひよこをつかまえることができました。そして、またおべんきょうがはじまりましたが、こころで、もっとあそびたかったなとおもっていたけれど、でも、いけないなとおもいました。 (かよ)』

(7) 第1学年 生活科単元一覧表

岐阜教育大学附属小学校

月	時間	単元名	1年の生活科指導内容
4月	8	1 私たちの学校 (14時間)	(1) ア、学校の施設と生活を支えている人々 イ、学校での楽しい遊びや生活 ウ、スクールバス(通学路)と安全な登下校
5月	10		(3) ア、スクールバス(公共施設)とその利用 (4) ウ、みんなと遊びの工夫
6月	12	2 子ども動物園 (12時間)	(5) ア、動植物の飼育, 栽培 イ、動植物の生命に気付く ウ、生き物に親しみ大切にする
7月	6 (36)		(3) イ、自然の観察
9月	10	3 七夕まつり (12時間)	(1) イ、学校での楽しい遊びや生活 (3) イ、季節の変化とそれに合った生活 (6) ア、自分の成長 イ、学校や家庭での意欲的な生活
10月	12		(2) ア、家族の仕事, 家族の一員としての自分 イ、家庭における役割分担, 健康な生活
11月	12	4 みんなの公園 (10時間)	(3) ア、公共施設とその利用 (4) ア、土, 砂などで遊ぶ ウ、みんなと遊びの工夫
12月	6 (40)		(3) イ、自然の観察 (4) イ、草花などを使って遊びの工夫 (5) ア、動植物の飼育 イ、動植物の生命に気付く ウ、生き物に親しみをもちそれを大切にする
1月	9	5 秋の野原 (18時間)	(2) ア、家族の仕事, 家族の一員としての自分 イ、家庭における役割分担, 健康な生活 (3) イ、季節の変化とそれに合った生活
2月	12		(1) イ、学校での楽しい遊びや生活 (4) ウ、みんなと遊びの工夫
3月	8 (29)	6 楽しいお正月 (12時間)	(1) ア、学校の施設と生活を支えている人々 (6) ア、自分の成長 イ、学校や家庭での意欲的な生活
1月	9		(1) イ、学校での楽しい遊びや生活 (4) ウ、みんなと遊びの工夫
2月	12	7 おもちゃランド (13時間)	(1) ア、学校の施設と生活を支えている人々 (6) ア、自分の成長 イ、学校や家庭での意欲的な生活
3月	8 (29)		(1) ア、学校の施設と生活を支えている人々 (6) ア、自分の成長 イ、学校や家庭での意欲的な生活

(105)

(105時間)

3 第2学年 生活科実践例

指導者 牧野 淳子

(1) 単元名 「私たちの学園」(春の草花)

(2) 単元設定の理由

本校の児童達は、校区がないため、岐阜市内をはじめ、羽島市・羽島都・大垣市などと、広い範囲から通学している。そのため、小学校を含め、学園の周りの様子については、身近さがないため、殆ど知らないのが実態である。

1年生の時には、理科の学習やなかよしの時間などで、春や秋の草花や草の実さがし・つくし採りに、学校の南にある堤防に出かけたり、西にある神明神社に出かけたりした経験が、3回ほどある。しかし、学園の四方の周りについての全体像は、まだ殆ど描かれていない。

そこで、自分達の学校(学園)が、どんな位置にあり、どんな環境にあるのかを知り、周りの建物や施設などにも関心を持ち、少しでも学園への親近感を持たせたいと願って、本単元を設定することにした。

小単元「春の野や田畑」について

子供は、本来、野外で草木とかかわりながら遊ぶのが大好きである。春爛漫のこの時期、学校付近の野道には、タンポポが咲き乱れ、田には、レンゲ草がピンクのじゅうたんを広げている。そこで、自然への関心を深めるとともに、その春の季節を自然の中で十分感じとらせ、楽しませたい。

しかし、子供達の実際の遊びは、自然とかかわることは極めて少ないのが、実態である。室内で、テレビを見る・ファミコンで遊ぶことが多く、野外での遊びや遊び方を知らないと言っても過言ではない。それに、遊び道具といえば、既製の物ばかりで、それでないと思えないと思っているのが実態である。

そこで、指導にあたっては、このような子供達に、春の草花で遊ぶことで、春の訪れ、楽しさを体全体で実感させたい。また、遊びを紹介し、遊びを広め、工夫して作る楽しさ、自作の道具で遊ぶ楽しさ、友達と遊ぶ楽しさを体感させてゆきたい。

さらに、機会ある毎に、自然の中での遊びを楽しんでほしいと願って学習を進めるものである。

(3) 単元目標

- 1) 学園の近くの堤防や田畑に出かけ、春の様子に気付いたり、楽しんだりすることができる。
 - 2) 学園の付近を見て回り、どんな建物や施設があるかに関心を持つことができる。
 - 3) 学園の周りで、見たものや気付いたことを、生活マップに記入することができる。
- (4) 指導計画 (全9時間)

第1次 春の野や田畑…………… 2 (本時 2/2)
 第2次 学園の周りの施設…………… 5
 第3次 生活マップ…………… 2

(5) 本 時

1) ねらい

春の訪れを喜び、友達と仲よく草花遊びをすることができるようにする。

2) 展開 (前時から2時間続き)

教師の働きかけと援助や留意点	予想される児童の反応や活動
<p>1. 春の草花を思い出しましょう。 ・どこに咲いていますか。 ・遊んだことがありますか。</p> <p>2. 教師が遊びを紹介する。 ※別紙「春の草花を使って遊ぼう」参照</p> <p>3. 春の草花を探しに行きましょう。 ・どんな遊びがしたいですか。 ・材料選びをしながら採りましょう。</p>	<p>・タンポポ, レンゲ草, シロツメクサなど</p> <p>・自分のうちの近く, 田, 歩いてくる道など</p> <p>・首飾り, 指輪, 笛, 鈴など (教師の作品を見る)</p> <p>・きれいね。かっこいいね。作ってみたい。</p> <p>・いっぱい採ってこよう。</p> <p>・楽しそうね。</p>

<p>1. 春の草花を使って, いろいろな草花遊びをしましょう。 ・どんな草花を摘んできましたか。 ・どんな遊びがしたいですか ※教師の作品展示</p> <p>2. 草花遊びを始めましょう。</p>	<p>・タンポポ, レンゲ, なずな, すぎな, シロツメクサ, オオバコなど</p> <p>・たまふき, シャボン玉, かんむり, 花車 (友達の話聞く)</p> <p>・いろいろやってみたい。</p> <p>・早く作ってみたい。</p> <p>・友達と相談したり, 教えあったりして協力する。</p>
--	---

本 時	*個別指導と援助
	①友達の手助けもできるようにする。 ②困っている子には、遊びたいものを聞いて助言する。 ③できない子には、一緒に作ったり、材料を選んだりする。
3. どんな遊びができたか発表 しましょう。 ・難しかったところ、工夫し たところはどこですか。	(友達の話を知る) ・上手にできているね。 ・いろいろと工夫してあるね。 ・おもしろいなあ。 ・今度は、あんなのを作ろう。 ・後片付けをする。
4. 後片付けをしましょう。	

3) 授業の観点 《5つのポイント》

- ① おもしろそうだ、やってみたいと感じる個々の児童の興味・関心を大切にしていたか。
(動機や目的を重視した活動)
 - ② 自然な流れの中で活動がふくらんだり、深まったりする展開になっていたか。
 - ③ 一人一人の感じ方や見方のちがいが、よさが表れる場を積極的に設けたか。(表現活動による個性の表出の場)
 - ④ 見つけたことや気付いたことを発表したり、報告したりする中で大切なことに気付かせたか。(情報交換の場)
 - ⑤ 自分自身の疑問や課題を、自分なりのしかたで追求し表現できる児童をめぐりて指導を進めたか。(学習の自立を目指した指導)
- (6) 授業を終えて ——感想と考察——

1) 遊びは生活そのもの

「子どもは遊びの天才である」とはよく言われる言葉である。しかし、遊ぶ時間がなくては、天才もその才能を発揮できないのは当然である。

「春の草花遊び」を経験させてみて、生活の中で、遊びはきわめて大切な位置をしめている。遊びは学習であり、生活そのものであるといってもよいであろうことを感じた。そして、もっと子どもたちに、自然とかかわる遊びの経験をたっぷりと与えてやりたいという思いが募った。

生活が豊かになり、恵まれた社会の中に生まれ育った子どもたちの身の周りには、さまざまなおもちゃや便利な遊び道具があふれている。そのため、自然の材料など、身近なものを使って自分の手でおもちゃや遊び道具を作って楽しむという経験がなく

なっている。しかし、今回、子どもたちが「シャボン玉」や「つりごっこ」に夢中になっている姿を見て、自分の手で遊ぶものや生活に役立つものを作ることは楽しいことであり、心身の発達からも望ましいことであるにちがいないと思えた。

子どもたちは、熱心に作る、遊ぶ、作り直す、また遊ぶという活動をくり返しながら、実に根気強く工夫し、満足感が得られるまで頑張り通していた姿が印象的であった。中でもS子は、はじめから笹舟に挑戦していた。笹舟は作ったことはないようであったが、興味が湧いたのであろう。一人で黙々と教師の作った笹舟を見て作り始めて、さらにバランスが悪くてうまく浮かないのを残念がって、笹舟の左右の下の部分に、たんぽぽのくきをさし入れて改良し、バランスよく浮く笹舟を作りあげたりすることができた。

2) 授業の観点〈5つのポイント〉から

①のおもしろそうだなやってみたいと感じる個々の児童の興味・関心については、大切にしていた。しかし、授業展開にまだ他の教科のようなおいが残り、導入があり、まとめを行なったが、④の見付けたことや気付いたことを発表したり、報告したりする中で大切なことに気付かせるという情報交換の場は、まとめとして、特別な過程を組んで発表させるのではなく、その場その場で児童の話聞いて、他の児童へ模倣からでよいから、啓発させていかななくてはならなかったであろうという指摘が話し合わせ、重要な反省点であった。

実際に、まとめとして前出のS子の成功例を取り上げたのはよかったものの、実施の場ではないので、児童にその様子がわかりにくく、やってみたくても時間もなく、他の児童に影響を与えることができなかった。

このような例は、E子の大きなシャボン玉をふくらませるには、そっとふくとよかったという意見も、シャボン玉作りに多くの児童が参加しながら、生かすことができなかった。

また、A子はシロツメクサの冠作りの時、白色のシロツメクサの中に黄色のタンポポを組み入れる配色を思いついていた。その美的感覚のよさを教師は見つけていたが、他の児童に広めることができなかったのが残念で仕方がない。

情報交換の場が、早い時間に行われることで、②の自然の流れの中で、活動がふくらんだり、深まったりする展開にもなったであろう。また、③の一人一人の感じ方や見方のちがい、よさが表れる場を積極的に設けることにもなり、認められる、ほめられることで充実した楽しい活動が、さらに友達と仲よくということへ発展させ、導かせることにもつなげられたのではないかと反省するものである。

3) 周到的準備

教師の遊びの紹介や材料の準備のしすぎではなかったか、という批評もあったが、

子どもの経験に基づいた作りやすく、簡単に工夫できるものが望ましいとはいっても、現実として、子どもたちには、自然を使った昔からの遊びを伝えられてはいないのだから、教師の模倣から始めるしかないと思う。そして創造させていくことが大切である。

また、場の設定として、教室の机を取り払い、広い自由な空間を与えたことで、自由な友達同志で活動が楽しめたし、教室から一步出れば広いベランダがあるという環境を生かし、教室から出た外に大きな机を3つ置き、つりコーナー、シャボン玉コーナー、笹舟コーナーを設置し、その他の小物、ビニールひも、パック、クリップ、シャボン玉液、竹ひご等を用意したことで、思い思いに自由に活動の場を選択することができたので、これはよかったと思う。

また、本来、野外での実際に草花の生えている場所や小川で活動できれば、野外で活動することの少なくなっている子どもたちにのびのびと活動させながら、五感を働かせ、自然を愛護することの大切さを気づかせていきたいということも考えていた。しかし、自然の中だけの遊びプラス新しいつりやシャボン玉遊びができたことは、それなりに創造的であったと解釈している。

4) 遊びの種類

子どもたちの遊びの種類は、つり、シャボン玉が中心となり、笹舟、冠、花の風車作り等は少数であった。このことから、動的な遊びを好む傾向がはっきり表れていた。

そして、この草花遊びには、本時の授業終了後もあくことなく、次の休み時間、また3時限へと続けて行った。

2時限（本時）の終わる頃に、女子の間で冠、首飾りが少しずつ広まり、3時限には、個人が用意してきた針や糸を使って、レンゲ草の花びらを一つ一つばらばらにしたものをつなげていき、指先が蜜でべたべたになるのを発見したり、持ってきた紐にタンポポの花を縫いつけたりしていた。また、友達より少しでも長い首飾りを作ろうと、編み方を教師や友達に必死にたずね、殆んど女子がこの静的な遊びに集中した。

5) 後始末や清掃の必要性

最後に、子どもたちは、遊ぶことは好きでも、進んで後片付けをすることは少なかった。そこで、楽しい生活をするうえで後始末や清掃の必要性についても、場に即して、考えさせるということは教えていかなければならないということを再認識したのであった。

6) 児童の日記から

4月25日（水）	ほりえ なみ
花を見つけました。わたしたちは、1じかんめのせいかつのじかんに、れんげ、たん	

ぽぽ、なの花、しろつめくさ、ぺんぺんぐさをつみにいきました。きれいな花がいっぱいさいていて、光っていて、いろもきれいでした。れんげのみつをすってみたら、あまくておいしいあじがしました。

そして、学校にかえって、たんぽぽとかであそびました。つりコーナーとしゃぼんだまコーナーとささぶねコーナーがありました。わたしは、しゃぼんだまをやりました。まず、たんぽぽのくきのさきをさいて、まるめます。それから、パックにシャンプーみたいなのをいれました。それで、たんぽぽのさきにえきをつけるとしゃぼんだまが、いっぱいできました。こんどは、しろつめくさで、かんむりみたいなのを、まきの先生におしえてもらいました。それでも、わからなくてこまっていたら、すぎはら先生が、「こっちにやって、こっちにやるの。」

と、おしえてくださいました。すぎはら先生は、やさしいんだなとおもいました。それから、ちょっと、まきの先生につくってもらって、かんせいしました。

それから、そのあとで、ぜんなさんが、うでわをつくってくれました。そのときは、うれしかったです。

また、こんど、こういうじゅぎょうがあったほうがいいです。

資料Ⅰ 春の草花を使って遊ぼう

1. どんな材料を使うのか

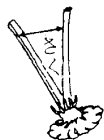
タンポポ イタドリ スギナ ナズナ ササ
シロツメクサ オオバコ フキ マツ ツツジ

2. 遊びの紹介

タ ン ポ ポ

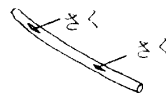
(シャボン玉) ←タンポポのクキで

〈ゆびわ・うでわ〉

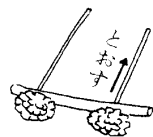


茎を爪で裂いて、指や腕に結ぶ。

〈めがね〉



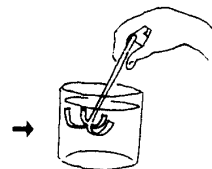
茎を爪で裂いて、別の茎を2本通す。



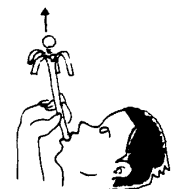
〈たまふき〉



→ 茎の先を4つに裂く。

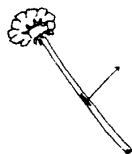


→ 水につけるとそり返る。



→ 草の実をのせて

〈ふきぐるま〉



真ん中ぐらいを爪で裂く



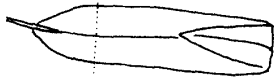
→ 裂いたところに → 草の茎を通す。

口で吹く。草の茎の両端をもって、口で吹くとくるくる回る。

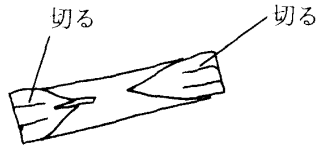
小学校「生活科」科目の視点

サ サ

〈ふね〉



葉の両端を折る。

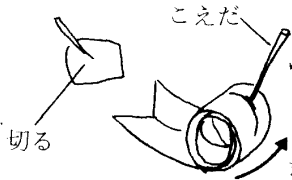


折ったところに
切り目を入れる。



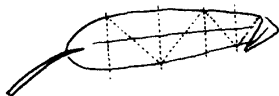
組み合わせて
できあがり。

〈かたつむり〉

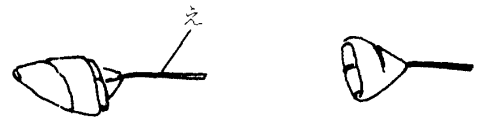


葉を丸めて、小枝で止める。

〈あめだま〉



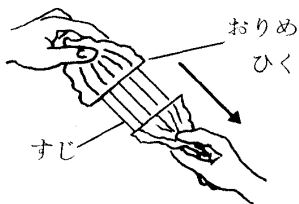
点線のように順に折っていく。



柄を葉に差し込んでできあがり。

オ オ バ コ

〈はっぱの手品〉



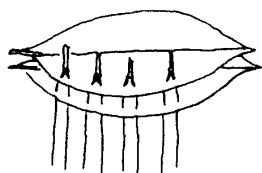
葉を折り曲げ、筋が
切れないように引っぱる。

→ 筋を引っぱると、

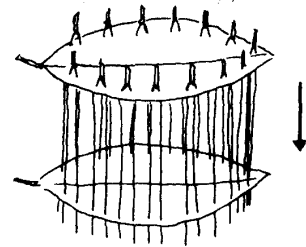
はっぱがゆらゆらと動く。

マ ツ

〈むしかご〉



木の葉を重ねて、
松葉をさす。

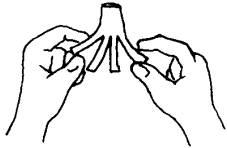


葉を広げる。

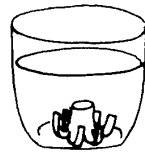
イタドリ

(人気あり)

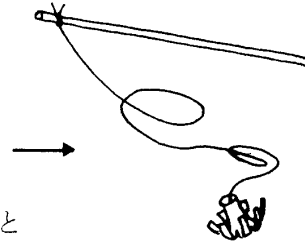
<つりごっこ>



茎を切り取り，端を裂く。



水につけると
そり返る。



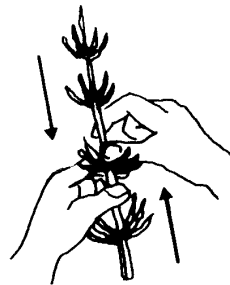
棒に糸を結んで，先を伸ばしたクリップをつけ，つりざおにしてイタドリをつって遊ぶ。

スギナ

<つなぎあてっこゲーム>



茎を引っ張ってはずす。



元のようにさしこんで，どこがはずれているか，あてっこして遊ぶ。

ナズナ

<スズならし>



実が茎からはずれないように下に引っばる。



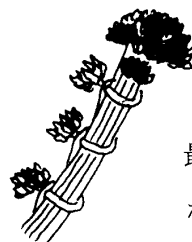
全部下に引っばって，振るとかわいらしい音がする。

シロツメクサ

<かんむり>



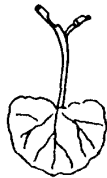
花を束して別の1本をからめる。



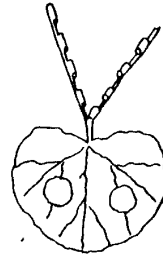
つぎつぎにからめていく。最後の花は，最初の束にからめる。

フキ

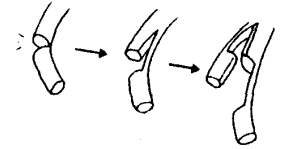
〈おめん〉



茎を折って、
2つに分ける。



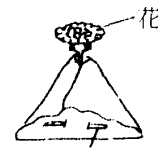
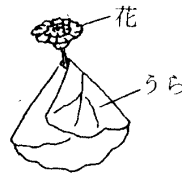
茎の分け方



〈にんぎょう〉



花をのせて折り曲げる。



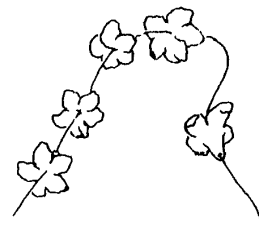
くさのくき
草の茎で止める。

ツツジ

〈くびかざり〉



花びらだけ取る。



糸にたくさん通して、結ぶ。

「生活科授業研究会研修会資料 No.2」による。

資料II

チャレンジコーナー

草花遊び

◎草花の居つけ方……作って遊ぶことで草花は、水のあるところに生えていることが多い。
 ◎作り方のポイント……ナイフ、糸、金針、マツヤなどを活用すると便利。草花の特色を生かすのがコツ。
 ◎遊びかた……草花は長く保存できないから、早目に遊ばせよう。

レンゲ草の首飾り

花が並ぶようにする。

レンゲ草をできるだけ根元からとる。

1回転させて強くしめる。

前と後ろをつなぐとできあがり。

桜の首飾り

両はしをつなぐとできあがり。

金針と糸を用意する。

こぶをつくる。

桜の花びらを糸に通す。

ササダケの鉄砲包

平らにけする。

この部分を切る。

面はしを平らにけする。

小さい竹筒にタケの棒をさし込み固定する。

はみ出したタケの棒を切る。

固い糸をとってタケの筒の中に入れる。

さらに一つ穴を入れ強く押し出す前の実がパンという音をたてて飛ばす。

笹舟・巾着かけ舟

笹の葉を上図のように切る。

笹の葉を内側に折る。

切れた面はしを糸で組み合わせる。

切れた面はしに2つ切り込みを入れる。

できあがり、水に浮かべて遊ぶ。

①は笹舟の「も」にはさみ
②は下側に「はさみ」を刺し舟

レンゲ草の花車

タンポポの茎を

茎が丈夫なレンゲ草の茎を

レンゲ草の茎を適当な長さに切る。

タンポポの茎を二つに切り、その一つにレンゲ草の茎をさし込む。もう一つの茎で息を吹きかければ、レンゲ草の花車が。

タンポポの風車

茎葉をとり、のせの中心を

茎の真中を少し残して両はしを7つぐらいに切る。

割りばしを中央の方へさらせる。

風車状になったタンポポの茎にストローを通し、横から息を吹きかける。

ヨシ笛

ヨシの葉をとる。

葉の花の方から巻いていく。

はしを上から押しつける。

はしを横から押しつけて円形にする。

フュー

プー

上から押しつけた部分に口にくわえ息を吹くと、フューという音がする。

松葉すもろ

松葉を用意する。

松葉をからめ互いに引きあう。松葉がざけた方が負け。

ドンぐりの人形

大きいのと小さいの各4つ、それにマッチ棒を5本用意する。

マッチ棒の頭をとり、小さいのみにさす。小さいのにはマジックで顔をかく。

大きいのみにマッチ棒をさし手足を作る。

ホト葉のお面

切りぬく。

切る。

切る。

小枝でとめる。

「交通公社のドライブガイド⑦」による。

82

(7) 第2学年 生活科単元一覧表

岐阜教育大学附属小学校

月	時間	単元名	2年の生活科指導内容
4月	8	1 私たちの学園 (9時間)	(1) ア. 自分たちの生活と近所とのつながり (5) ア. 野外観察, 動植物の飼育・栽培 イ. 自然の変化と動植物の成長の様子 ウ. 自然, 生き物へ親しみ大切にする
5月	10	2 私たちの水族館 (6時間)	(5) ア. 野外観察, 動物の飼育 イ. 自然の変化と動物の成長の様子 ウ. 自然, 生き物へ親しみ大切にする
6月	12	3 お店屋さん (12時間)	(1) ア. 自分たちの生活と近所の人や店の人とのつながり イ. 日常生活の買い物・使い エ. 人々との適切な対応
		4 私たちの農園 (3時間)	(5) ア. 野外観察, 植物の栽培 ウ. 自然, 植物への親しみ大切にする
7月	6 (36)	5 雨の日の遊び (6時間)	(3) イ. 季節や天候による生活の様子の変化 ウ. 生活の工夫, 楽しい生活
9月	10	6 秋の虫 秋の草 (9時間)	(5) ア. 野外観察, 動植物の飼育・栽培 イ. 自然の変化と動植物の成長の様子 ウ. 自然, 生き物へ親しみ大切にする
10月	12	7 取り入れ祭り (11時間)	(3) ア. 季節や地域の行事にかかわる活動 ウ. 生活の工夫, 楽しい生活 (5) ア. 野外観察, 植物の栽培 イ. 自然の変化と植物の成長の様子 ウ. 自然, 生き物へ親しみ大切にする
11月	12	8 おもちゃ作り (13時間)	(4) ア. 遊びや生活に使うものを作る イ. みんなと遊びの工夫
12月	6 (40)	9 もうすぐお正月 (7時間)	(1) ウ. 手紙や電話での伝達 (3) ア. 季節や地域の行事にかかわる活動 イ. 季節や天候による生活の様子の変化 ウ. 生活の工夫, 楽しい生活
1月	9	10 お正月の遊び (8時間)	(3) ア. 季節や地域の行事にかかわる活動 ウ. 生活の工夫, たのしい生活
		11 乗り物 (6時間)	(2) ア. 公共物の働きとそこに働く人の工夫や努力 イ. 公共物の安全な正しい共同利用
2月	12		
3月	8 (29)	12 私のアルバム (15時間)	(6) ア. 自分の成長と多くの人の支え イ. 人々への感謝, 意欲的な生活

(105)

(105時間)

六 まとめと提言——生活科の定着を——

1. 生活科教育のまとめと提言

本年度・1990年は、「消費者元年」であり、「環境元年」であるとした理由・根拠については前述した通りである。そして、これからの10年間をその「消費者問題」「環境問題」に対して「つつしみ深く」見つづけて行きつつ、21世紀が、消費者主権の確立した「消費者社会構造」の構築と、環境権の確立した「地球へのやさしさ」の中で、今世紀の機械文明論への低抗と反省を求めつつ、「自然と共生する生活構造」の構築が、展開するものではなければならない。

新しい21世紀の未来社会に向かって、子供を如何に育ててゆくか、の方向の中で新設された「生活科」の基本的視点は、現実の生活を見つめてゆく場の中での教育にこそ、本当の人間の生活があり、人間の心があると考え、それを通じて自分の生き方のスタイルを形成してゆく「芽」を培うことを目標としている。

生活科学習を如何に見るかについては、様々な考え方・様々な見方があり、すぐれた理論構成も提出されており、その等の中の見解の一つとして、単的に、次の様にまとめておきたい。

第一に、生活科の基本的特徴は何か、についてである。前号で、「生活科とは」に関して、①体験学習・体を動かす学習であり、②生活に密着した学習であり、③自主学习・自己探究学習・児童主体者学習であり、④個性化学習であり、⑤自立への基礎を養う・自立化学習であり、⑥統合・総合学習である。と論じて、それぞれに理由をも加えた。

しかし、別の視点に立って検討すると、「体験学習」であるとか、「自主学习」であるとか、などの全ての上記の学習形式は、今までの他の教科でも、教師の工夫によって行われて来たことでもあり、可能でもあり、「生活科」特有のものではない。現実的には、従来の1・2年生の「社会」や「理科」の授業形態も、現在の「生活科」の授業形態も、全く同じであり、学習内容（カリキュラム・単元）も、ほとんど同じ内容構成である。

それゆえに、生活科新設の基本的視点は、「生活を直視した学習」「生活に密着した学習」「生活実践学習」であり⁽²⁴⁾、それが基本的特徴となって、他の学習形態をも展開してゆく訳である。

生活に密着していない教育は、人間を歪める。生活ばなれした人生には、本当の人生も豊かな心も形成しないし、感動や涙は出て来ない。生活の中の様々な現象について学んでゆくことが、人間の生活・生存の基礎である。「生活ばなれ」した子供には「個性」「生きるスタイル」は育たないし、無関心・無気力・無感動・受身の生活構造の中では、創意・工夫もないし、必要としないゆえに、感性も暖かさも空洞化してゆく。生活こそ、文化であり、人格・人間性の育ちゆく場である。

小学校「生活科」科目の視点

そして、今日の「生活問題」は、前述した如く、「消費者問題」であり、「環境問題」であることは自明の理である。生活科の「社会認識・社会現象」領域においては「消費者問題」の様々な教材を通じて学ぶ「消費者教育」を中心に据えてゆくべきであり、同じ様に生活科の「自然認識・自然現象」領域においては、「環境問題」の様々な教材を通じて学ぶ「環境教育」を中心に据えてゆくべきである。

以上から、本章・文頭の「消費者元年」「環境元年」とは、「消費者教育元年」であり、「環境教育元年」である。生活科教育は、そこから始まる。

第二に、現代社会に生きる人間の「生存権的人権」は、生存権・教育権・労働権に加えて、環境権・消費者主権の「5つ」の現代的人権がある。そして、「子供の学習権」の保障を、国も地方公共団体も責務（権利ではなく）である。と考えるならば、子供の学習権の中に、上記の「消費者教育を受ける権利」と「環境教育を受ける権利」を保障する責務があり、それを「生活科」教育の中に定着せしめてゆく必要がある。

第三に、そのためにも、生活科教育の拡大化が必要である。新設された1・2年生の「生活科」を、3・4年生にも新設すべきであり（方法には、様々な考え方があり。例えば、3・4年生の「社会・理科」の1コマずつを生活科へ振り分ける方法など）、さらに、5・6年生の「家庭科」を「生活科」へ拡大・発展せしめて、小学校全学年を通じて、「小さな消費者・小さな生活者」の感度の良い発信機とイキイキした目で、「生活現象」を直視し考えさせ、手足を動かし、工夫・創意しながら、10年後・20年後には、この社会を支えてゆく子供達に、正しい生活現象・自然現象への認識と判断してゆく能力・考え方を付けさせ、21世紀社会への「文化現象」を持って、活動してくれる行動様式の「芽」を育てることこそ、新設教科としての「生活科」の役割でもある。

最後に、第四として、生活科の「3つ」の具体的基本視点「①自分と社会とのかかわり、②自分と自然とのかかわり、③自分自身（自分の成長・自立化への基礎）」の、いわゆる、「第3」の領域である「自分自身」についてである。

全く斜視的（真正面からでなく）に提言するならば、「自分」とか「自己」という言葉の使用濫用が自立つのが教育界の常である。自己認識・自己確認とか、自己形成・自己実現・自己表現・自己主張とか、また、対比して、「自分の考え」「自分の意見」「自分を捨てて」とか、自分自身・自立化・自律化とかは、生活科教育特有の概念ではないし、私にとっては、意味が不分明である。

「自己確立・主体性の確立」は、嘗っての封建社会共同体や家族制度共同体・村落共同体に低抗して、近代化する場合に使用しはじめたとも考えられるが、新しい共同体に対しても使用するし、「自分自身（私自身）」意味不明となり、私などは、「自分の考え方」・「自分の意見」を表現するときに困り果てるし、「自己形成」などは、人間（私など）は死ぬまで不可能かもしれないし、自己認識・自己形成をしようとも考えてもいない。「自己表現」は誰れに対

してするのか、自分自身をじっと見つめてしまう。

また、自立化とは、経済的・物的独立の意味に使用すると考えるならば、物的欲望を持たない人間（私など）には終生不可能であり、自律化が、精神・心の独立の意味であるとしても、人間は様々であり、他律化を好む人もいる。

教育とは、自己形成のためであり、また「自立化」の基礎を養うと定義づけても、自己形成も自律化も自立化も出来ないない教師自身が、子供達に「自己」とか「自分の考え」を管理教育しても、それは、困難であり、不可能であり、しないほうが良い。ましてや、熱心な教師面をして、「落ちこぼれをどうするか」などより、「落ちこぼれていけば良い」のであって、豊かさにまかせて過剰教育・過剰介入するより、同情も不要の「一定の距離」が、自己（人間）の成長となってゆく。それゆえに、第3の視点は、生真面目な教育界の好む形式的慣用語句であり、理念以上の意味はない。大人（人間）が生きてゆくうえでの、哲学的意味は、もっと深いし、個別的で不明である。

子供には、実際の現実の「生活の場」を見つめさせてゆく「生活実践教育」「生活に密着した教育」を行うことによって、つまずきながら、失敗しながら経験しながら、人（友達）・世間と「やりくり」して生きてゆく。それ以上は、学校教育は介入することなく、むしろ、「すき間風」を吹かせながら、一定の距離を保つことである。「一定の距離」があれば、必ず「文化」が生まれる。文化は、子供がを見つけ、その文化によって子供は育つ。「自立化の基礎を養う」と意味は、「文化の基礎（芽・種子）」を蒔くことである。

すなわち、「生活科」教育の基本的特徴（視点）は、「生活を直視した学習」・「生活（くらし）に密着した学習」・「生活実践学習」である。

2. 本稿のまとめとして、私の「自然文化論・山村事情論・生活論」等の中から、生活教育への一つの試論を提出しておこう。

(1) 京都の北山の近くに、松ヶ崎と言う地名の所がある。最近までは「すぐき」漬物用の「葉っぱ」を作っており、吉田山の近くの私宅から上賀茂神社へ自転車で散歩する場合の通り場所である。大農家の家並みと落ちついた良き環境と緑のある風景が好きであるので、遠出の時は、よく通る所である。南向きの家並みの前に「きれいな水」の流れている生活水路は、「すぐき」の葉っぱを、今も時折り洗っており、比叡山から分流して来る清流の小川である。

私は自転車の速度を落として、その小川の中で遊んでいる小学校1～2年生ぐらいの男の子達（水深は10cmぐらいであり、ハダシで入って魚を探している様子、元気な笑い声もある）を、何気なく見ていると、そこへ白い外車が止まり、白い洋服を着た若いお母さんが、降りて来て、子供達に向かって「ばい菌がつくから、すぐ上りなさい」と命令した。子供達は残念そうであったが、しぶしぶ川岸へ上り、各自、別れて家に帰った。その光景は、私には痛烈な想いとなった。今日の生活環境の中で、家から一歩外へ出ると、全ての自然の事物が、

小学校「生活科」科目の視点

ばい菌であり、不潔であり、一方では、きれい好きで清潔好きで「王子・王女様」生活意識の若いお母さん・若者が増えている様である。

人間は、本来的には、細菌の集合体の様なものであり、それが反撥したり・共存したりして免疫となって低抗力をつけて生きている動物である。「ばい菌」のない「無菌の子」に育ててゆくお母さんに対して、自転車に腰かけて心配していた。

考えて見ると、学校教育は、本来、外部からの荒波も荒風も遮断して、温室にして、「無菌の子」をつくらうとしているのかも知れないし、「無菌の先生と無菌の児童」「無菌の親と無菌の子供」の世界に、何を提言したら良いのだろうか。私は、四国の県境の山の中で、小学校時代は素足で走り回っていたので、菌だらけであるが、未だ死なずに生きている。

(2) ある大都会の郊外の「団地」の若いお母さんが「田植えをし終えた田んぼに落ちた幼児」の事故に憤慨して「田んぼに何故、金網をして置かれないのですか」と農家へどなり込んで行った話がある。いまは、あらゆる所に金網・ガードレールを張りめぐらし、安全道を作り、危険・不良・下品な所は、一切禁止・防止していく「子ども」・過保護・免疫性のない・無傷への教育的配慮には疑問がある。人生には失敗のない人生はないし、金網の中のみ生き方には、むしろ危険がある。池の周りに金網を張りめぐらしていない風景、ガードレールや欄干のない橋の風景を見て、西ドイツの公園の「自己の危険（責任）において遊んで下さい」という立札が、私は好きである。

(3) 私は、プールができてから、水泳は魅力が無くなり、長い間水泳すらしていない。昔、四国の山の中で少年時代、川や池でいつも一日中、水泳していた記憶がある。ミミズや蛙が飛び出してくるし、魚と一緒に泳いでいたし、溺れかけて必死にはい上って来た。深い所へ、渦の巻く所へ、子供なりの冒険心をひたすら試みた。そこには、自然との共生・対話があったし、動物や魚類との共存があった。

現在、小・中学校ではプールを設けることが、教育水準の高さを示し、それを文化であるとされている。セメントで作られた人工プールの水深・無波は、私などから見れば、真の水泳とは決して見ない。むしろ、管理されたコンクリートの中で、安全・監視・時間制・ハンコを忘れてたり・水泳着のマークが異なるとその日は水泳禁止したり、1級とか2級とかの等級の中で水泳の上下を決めていく。池や川や湖の汚れは、別の思考の中でしか考えないし、無関心ですらある。だからこそ、ミミズを見たあとで「給食が食べられない」と悲しみ、田植えの泥水（水田）が「こわい・気持ちが悪い」という若い教師が生まれてくる。全国のどこかの市町村で、「プール」を設けない「文化論」（逆文化）が形成されて欲しいし、せめて着衣水泳ぐらいはして欲しいと、夏が来ると思う。

(4) 小学校2年生の「みせではたらく人びと」の単元の公開授業を見学したことがある。

教師は、前もって、クラスのA君の家が八百屋さんなので、「みんなで調べてくるように言った」由で、何を売っているのか、活発に生徒は手を挙げて答えていた。大変良い授業の導入・

進め方であり、感心したが、最後に、教師が次のようにまとめて欲しかった。

それは「八百屋さん(その他いろいろなお店屋さんも含めて)があるから、その近所の人々の生活が大変便利になっている点、そのお店屋さんがないとみんなが困ることを話して」そのお店屋は、やはり大切な仕事(職業)の一つであることを話し、「A君のお父さんは、一生懸命にそれをしている事を話して欲しかった」。それによってA君は、自分の家の仕事(職業)は立派な仕事だと、誇りをもつことができること。そしてお父さんは、その職業を一生懸命にやっているのだから、えらいと思い、尊敬をする親子関係の成立も可能である。同時に、消費者教育の立場から見れば、生徒達が各班毎に別れて、お店屋さん(売り手・商人)になって、針巻をして「いらっしゃい・いらっしゃいとか、安いですよ・大安売りですよ」で終始して、お客さん(買い手・消費者)の立場・質問が全く無くて、果物等の小道具の「出来映え」に興味・関心が集中している故に不充分である⁽²⁵⁾。

(5) 歯が黄色くなる(着色料・人工味)ような漬物タクアンが美味しいと言い、赤イモの美しさ、緑色・白色などの原色で着色されていた八百屋さん、CMで宣伝されて酸味と甘味のほど良さで清涼飲料水を3本飲めば、コップ一杯の砂糖を食べたことになるし⁽²⁶⁾、小豆が高いので安い白豆を赤く着色(食品添加物)して、小豆色の饅頭の「餡子」として生産原価が安くなり、それを口にしても、何一つ疑問も不安も持たない現代人の浮世離れた生活意識が不思議で仕方がない。

薬水を飲んでいるような水道飲料(京都市)や着色のニセ小豆の饅頭を食べながらも、社会科の授業の中で、琵琶湖の面積は何平米で滋賀県全土の6分の1であるとか、北海道は小豆の生産地であるとしても、〇×式で100点の評価を得ても、私は、社会科の授業内容から、何一つ出てこないし、成果の一片すら評価し得ない。「生活科」の新設、生活を直視した・生活に密着した「教科」への期待は大きいものがある。例えば、(財)日本自然保護協会の各地での運動にも、21世紀社会に向かったの正しい目がある⁽²⁷⁾。

かって教師は、「世間知らず」であり、「社会的には非常識である」と言う伝説があった。それは教師の生活経験・人生経験が少ない。色々なことを経験することによって、始めて現代教師論が確立する。しかし、教師集団への期待と信頼と、むしろ敬意すら有している所の別の感想をも有している。何故なら、児童を「いま、生きている生活者の一人」として認め、「小さな消費者」として、正しい目・感性豊かな目で考えていくことのできる児童たちを「中心に据えて」、そこからの関連づけの中で新しい「生活科」科目の展開をしてゆく姿勢を期待しているからである。21世紀社会に生き・その社会を支えてゆく彼等に、正しい生活現象(社会現象・自然現象)への認識と判断していく能力をつけさせ、これからの新しい「生活」への「文化現象」を以って、活動してくれる行動様式の「芽」を育てること、その「種子(サナギ)」を与えることであり、子供達の「生活・人生・文化」は、そこから始まる。生活科教育の「視点」も、そこにある。

〔追記〕

本稿も、前号（第19集）に引き続いて、本学における「生活科共同研究会」からの助言に負う所は大きい。

本学においては、昨年より本学研究助成金を得て、織田長繁（日本史・社会科教育）・中野刀子（家庭概説・家庭科教育）・坂井田節（生物学・理科教育）・志村廣明（教育学・教育史）・松村晴路（法律学・消費者教育）および附属小学校より、杉原祥介（カリキュラム）・提孝彦（前年度・第二学年担任）・本田正子（第一学年担任）・牧野淳子（第二学年担任）の9名による定期研究会を今日まで継続的に行って来た。今後も「生活科」の定着化を目指して共同研究会を続けてゆくつもりである。

〔注〕

- (1) 松村晴路・杉原祥介・提孝彦・牧野淳子・小学校「生活科」科目の課題・本学紀要第19集・1頁以下。
- (2) 米川五郎・高橋明子・小木紀之編・消費者教育のすすめ・11頁以下。
- (3) 松村晴路・経済法講義・217頁以下。
- (4) 松村晴路・消費者保護行政の変遷（経済法・219頁所収）
- (5) 例えば、名東孝二氏は「企業の人間化・企業の地域化・企業の社会貢献度」の三本柱の創造的企業文化論を提唱する・企業文化論の提唱・新評論。
- (6) 川端良子・これからの消費者教育（消費者教育のすすめ・236頁以下所収）。
- (7) 消費者教育支援センターの発足の背景には、文部省の新学習指導要領の中に「消費者教育に関する項目」が増え、教科書への記載も徐々に増加して来た。（平成2年3月1日付朝日新聞社説・「発言する消費者を育てよう」参照のこと）・平成元年3月・新学習指導要領告示。
経済企画庁も、昭和30年代の後半、高度経済成長下における「消費者問題」「消費者の権利」「消費者教育」の流れを今日まで重要課題として来たのも事実である。
 - ① 昭和41年11月・国民生活審議会から「消費者保護組織および消費者教育に関する答申」を提出。
 - ② 昭和43年5月・消費者保護基本法制定。
 - ③ 昭和61年9月・国民生活審議会から教育課程審議会に対して「学校における消費者教育について」の要望書提出。
 - ④ 昭和62年9月・経済企画庁委託調査「学校における消費者教育の新しい視点」を公表。
 - ⑤ 昭和62年10月・消費者教育を考える研究会発足。
 - ⑥ 昭和63年3月・消費者教育を考える研究会報告書を公表。
 - ⑦ 昭和63年6月・リソースセンター設立構想準備委員会発足。
 - ⑧ 昭和63年7月・経済企画庁委託調査・学校における消費者教育に関する総合調査を公表。
 - ⑨ 平成元年3月・リソースセンター設立構想準備委員会終了。
 - ⑩ 平成元年・国民生活審議会から「消費者教育の推進について」の意見書を提出。
 - ⑪ 平成2年1月・財団法人消費者教育支援センター発起人会。
 - ⑬ 平成2年2月・文部省・経済企画庁から「財団法人消費者教育支援センター」設立許可。以上の経過を背景にして、我が国における消費者教育の具体化と未来社会（21世紀）に向かって、消費者主義社会構造

の展望が期待される。

- (8) 1988年7月23日・中原秀樹氏・エイボン・プロダクツ株式会社消費者室長（現在・消費者教育支援センター主幹）が、「リソースセンターの課題と問題点について」の題目で、アメリカ・ミンガン州のリソースセンターの仕組み・内容について言及された。この会は、名古屋における「消費者教育研究会」（愛教大・米川五郎教授）をキャップに数名の共同研究会に講師として招いての会合である。なお、中原秀樹・Consumer Education In Japan : The Current Situation（消費者教育・第9冊・1頁以下）日本消費者教育学会編参照のこと。
- (9) 小学校「社会科」科目の内容と消費者教育から見た課題と問題点については、松村晴路・小学校「社会科」科目と消費者教育との関係・岐大紀要第13集1頁以下参照のこと・1986年。
- (10) 政府は、「消費者の利益・消費者の声・生活の質の向上」の今後の施策のため、経済企画庁国民生活局・環境庁・厚生省の消費者サイドの関係部局を統廃合・拡充して「生活環境省」を示唆した（朝日新聞・1990年4月10日付）
- (11) 公害・環境判例・別冊ジュリスト・No43・有斐閣参照
- (12) 1972年・スウェーデンのストックホルムで「第1回・国連人間環境会議」が開かれた。第2回目は1992年である。
- (13) 平成2年版・環境白書・5頁から28頁。
- (14) 平成元年度の施策は、第一に、環境汚染対策として、①窒素酸化物対策（例・自動車の排ガス）。②生活雑排水対策の推進。③大気保全対策（大気汚染防止法の改正）。④水質保全対策（水質汚濁防止法の改正）。⑤悪臭防止法対策（悪臭防止法の改正）等がある。
- 第二に、自然環境保全対策として、①保護区域の設定等（例・自然環境保全法・自然公園法）。②自然公園及び身近な自然の保護及び適正な利用（例・山小屋・公衆便所等から排出する、し尿処理水や雑排水対策・東北自然歩道）。③野生生物の保護。④ゴルフ場と自然環境等の保全等がある。
- 1988年以降の地球環境問題主要国際会議には次の様な動向がある。①1988年3月・国連環境計画(UNEP)管理理事会で1990～1995年の活動計画を決定（ナイロビ）。②同11月・UNEP・世界気象機関（WMO）による「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第1回会合。③1989年3月・フロン及びオゾン層に関する閣僚会議は、20世紀末までに削減の取りまとめ・イギリス政府・UNEP。④同月・ハーグ環境首脳会議。同4月・ウィーン条約第1回締約国会議・UNEP。⑤同5月・モントリオール議定書・第1回締約国会議。⑥同5月・第9回日米環境合同企画調整委員会。⑦9月・地球環境保全に関する東京会議。1990年5月・IPCC第3回会合（ワシントン）
- 現在、日本政府は、今秋の世界気候会議からスタートする「温暖化防止条約」作りに対して、CO₂排出量を2000年メドに規制へ方針を転換した。（朝日新聞・5月22日付、6月15日付）
- (15) 日本生活協同組合連合会が、古紙100%のティッシュなどの「環境商品」を開発、今後も、ステイオンタブ缶使用の清涼飲料・洗濯用粉せっけん・ノンガスヘアスプレーなどを供給していくと報じている。朝日新聞・1990年6月4日付。
- (16) 環境白書・197頁～201頁・平成2年版。
- (17) 松村晴路・「義務について・種類」・田畑忍編・法学入門所収・125頁以下参照のこと・例えば、個人（国民）も民主主義・主権者として（例・消費者主権・消費者運動）それへの公法関係において「積極的義務」の位置づけを必要とする。
- (18) 松村晴路・「生存権・環境権・消費者主権」・中川淳編・「現代法を学ぶ」所収・91頁以下。
- (19) 松村晴路・「消費者主権の表現方法について」・経済法所収・248頁。

小学校「生活科」科目の視点

(20) 中日新聞・昭和56年6月15日付。名経大の小木紀之教授の「学校が取り組むアメリカの消費者教育」についての報告がある。たしかに、プラグマティズム思想の影響の強いアメリカの教育現場の手法が、日本では全て受け入れられることはできないが、児童が「実際に、本物のお金を授業中に使って、「買い物ごっこ」をする手法（ロールプレイング・役割演技）（シミュレーション・模擬実験）は、生き生きとした（消費者）学習として効果的であると言えよう。

朝日新聞・平成1年6月13日付。消費者教育支援センター主幹・中原秀樹氏は「米国の消費者教育はいま」として報告している。アメリカの公立高校における消費者教育の実例。①Tシャツを本物のクレジットカードの申込書を使って。②寸劇やロールプレイングで車を買う場合の客とディーラーの役割。③カップルを作らせ、生活設計、結婚組、親と同居組、同棲組、子供ができる・親が病気・葬式・離婚とその手続と慰謝料と養育費の展開などから、幅広い「社会問題・環境問題」まで学ぶなど、様々な学習を紹介。

(21) 子ども白書・1頁以下・1990年版。

(22) 永井憲一・憲法と教育基本権・57頁以下。

(23) 附属小学校における「生活科授業」の現状と実践記録・No.1は、前号（岐教大紀要第19集所収）・小学校「生活科」科目の課題・参照のこと。

(24) 米川五郎他・消費者教育のすすめ・250頁以下。川端良子教授が、消費者教育の「教材」について次の様に述べている。『愛知県の副読本』は、「わたしたちのある日曜日」（くらしの家庭読本）としての「目次」の内容は、つぎのようになっている。

1. すがすがしい朝（電気・ガス器具のじょうずな使い方）
2. 学習（J I S マークの知識）
3. おてつだい（品質表示のいろいろ、繊維の知識、絵表示のいろいろ、洗ざいの使い方、おてつだいのよろこび）
4. 昼ごはん（冷蔵庫の使い方、プラスチック製品）
5. 遊び（マークのねらい、その他のマーク）
6. おやつ（食品添加物、アイスクリーム類）
7. 夕食の準備（食品のじょうずな買い方）
8. 夕食後のひととき（エネルギーの節約とムダの追放）
9. くらしをよくするために、となっている。

(25) 現行社会科（小学校1年・2年）に関して、「消費者教育から見た内容と現状・課題と問題点について、松村晴路・小学校社会科領域と消費者教育との関係（消費者教育・第一巻・85頁以下参照の事）光生館。

(26) 岡部昭二・食生活における消費者教育（同上・241頁以下）。

(27) 例・天神崎の自然は、子供たちの宝であるとして、ナショナル・トラスト法人（自然環境保全法人第1号）。原生林保護基金運動（自然林の伐採等が問題になっている箇所は、全国で、「知床」など33カ所・例・ブナ原生林）。野生動物との共存を//として、カモシカ保護基金。

動植物を含めて自然を守る行為（例・鳥（トキなど100種以上の絶滅または危機）・哺乳動物（ニホンオオカミ・イリオモテヤマネコ・ニホンカワウソなど30種以上の絶滅または危機）など、人間が「地球人に」なることこそ人間生存の条件である。④日本自然保護協・各種資料による。

〔参考文献〕

旧小学校指導書・社会編

同上・理科編

小学校学習指導要領

小学校理科指導資料・指導計画の作成と学習指導

生活科の特色とその実践課題①・東京書籍

生活科の指導計画と指導の実践②・同上

生活科をどうとらえるかⅠ・中教出版

生活科の指導計画Ⅱ・同上

生活科の指導方法Ⅲ・同上

小学校新教育課程の解説・生活・第一法規新学習指導要領改善の要点・文溪堂

宮脇理・感性による教育・国土社

消費者教育を考える教員交流会編・消費者教育キーワード・株式会社たいせい

日本子どもを守る会編・子ども白書・1990年版・草土文化

今井光映・小木紀之・川端良子・鶴岡詳晃・庭田範秋・巻正平・山口富造・共著・新しい消費者教育を求めて・家政教育社

品川孝子・子どもを自立的人間に育てる・あすなろ書房

平野龍一・著者代表・消費者・東京大学出版会

今井光映・米川五郎・岡部昭二・久世妙子・小木紀之・西村隆男・山下可子・松村晴路・消費者教育・第八卷・日本消費者教育学会編・光生館

中野重人編・生活科実践の基礎・基本・明治図書出版

山田卓三・あそび事典・農文協